

閣下提出第五号(参議院送付)

同(中井治君紹介)(第七四六五号)

同外六件(西田八郎君紹介)(第七四六六号)

同外十二件(西宮弘君紹介)(第七四六七号)

同(野口幸一君紹介)(第七四六八号)

同(野村光雄君紹介)(第七四六九号)

同(芳賀貢君紹介)(第七四七〇号)

同外二件(日野市朗君紹介)(第七四七一号)

同(平林剛君紹介)(第七四七二号)

同(福岡義登君紹介)(第七四七三号)

同外十五件(藤田高敏君紹介)(第七四七四号)

同(二見伸明君紹介)(第七四七五号)

同(古川喜一君紹介)(第七四七六号)

同外三件(古川雅司君紹介)(第七四七七号)

同外八件(美濃政市君紹介)(第七四七八号)

同外一件(宮井泰良君紹介)(第七四七九号)

同(水田裕君紹介)(第七四八〇号)

同(宮地正介君紹介)(第七四八一号)

同(安井吉典君紹介)(第七四八二号)

同外十二件(山口敏夫君紹介)(第七四八三号)

同(山田太郎君紹介)(第七四八四号)

同外五件(山田正治君紹介)(第七四八五号)

同外一件(山田芳治君紹介)(第七四八六号)

同外十七件(湯山勇君紹介)(第七四八七号)

同外二件(渡辺三郎君紹介)(第七四八八号)

養蚕の振興に関する諸願(小川平二君紹介)(第七四八九号)

畜産農家の経営安定化に関する諸願(小川平二君紹介)(第七四九〇号)

水産庁に釣り人課新設に関する諸願(神田厚君紹介)(第七四九一号)

同(菊池福治郎君紹介)(第七四九二号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第七四九三号)

同(寺前巖君紹介)(第七四九四号)

同(原健三郎君紹介)(第七四九五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内

○金子委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案について、本日、農用地開発公団理事長大和田啓吉君を参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○金子委員長 農用地開発公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松沢俊昭君。

○松沢(俊)委員 この法律案は畜産を振興するところの農用地開発公団、その公団がさらに干拓地にも手を広げて振興していこうということが一つと、それからもう一つは八郎潟の債権債務の処理をここでやろう、こういう二つの内容を持った法律案であろうと思うのでありますが、私は率直にお聞きしますけれども、畜産の振興というのはこれから力を入れていかなければならないと思っております。しかし、干拓地を畜産の生産地として利用するということは大変無理な面があるような気がするわけなんです。そういう点で、オランダなんかの干拓地を農業用に使う場合においては一体どのくらいの時間をかけて物にしていくのか、そういう点おわかりであったらばお聞かせをお願いしたいと思います。

○森(繁)政府委員 私、詳細は承知しておりませんが、オランダあたりの干拓というのは相当な年代をかけて、それから後に農地化を行うという非常に遠大な計画を持ってやっておるというふうに承知をいたしております。

○松沢(俊)委員 私考えますに、畜産振興はいのですけれども、もともといま公団の方でやっというところとするその地区というのは、畜産をやろうというところで干拓をやったのではなしに、やはり米の生産というものに焦点を置きながら干拓をやったんじゃないか、こんなぐあいに考えるわけなんです。それが米の生産過剰という状態に入ってしまったために、米がつかない、こうなれば、それならば畜産をした方がいいじゃないか、こういう拙速主義からこれを編入しようとして、こういうような気がしてならぬわけなんです。わけるが、この辺の事情は一体どうなっているわけなんですか。

○森(繁)政府委員 現在やっております干拓地はおおむね——おおむねというよりはほとんどと思いますが、四十五年の開田抑制以前に計画されたものでございまして、当然当時の事情から米づくりというものを前提にして計画が始まった。ただ、四十五年の開田抑制以来全面的に農政の転換があったわけでございまして、その場合にその干拓地をどうするかということで、畑地化を考へるという場合にはそれは継続して事業を認めよう、こういうことで当時振り分けが行われたわけでございまして。たとえて言いますと、印旛沼の干拓のごときは当時もうほとんどでき上がっておったということ、これは米づくりでよろしいということに、福島潟みたいなところはまだ干陸しておりまして、福島のときはそのときは畑地化の計画に変更された、そういう経過を持っておくことは事実でございます。ただ、干拓地が米づくりでなければならぬということではないと私も思っております。むしろ今後の米全体の問題を考えた場合に、今後の農地の造成なり、あるいは圃場整備にいたしまして、すべて耕地の汎用化ということを中心にならねば施策をしておるというふうなひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○松沢(俊)委員 農業というのは気象とか、あるいはまた土質とか、あるいは地形とか、あるいは自然条件というものを十分に配慮しながら適地適作という方向で進んでいかないと私は発展しないと思うわけでありまして。要するにそういう立場に立つてこの三つの地区を公団の事業の中に繰り入れるという場合、本当にそういう立地条件というものはあるのかどうか、そういう点の具体的な調査というのが行われたと私は思うのですけれども、行われたとしたならば、これは畜産として適地であるというはつきりした証拠のようなものはございませんか。

○森(繁)政府委員 今回の法律の措置によりまして、公団で干拓地の畜産施設の造成ができるということに相なっております。恐らく河北潟と笠岡と中海であらうというふうに思いますが、そこで、いまわれわれが一応対象として考えておるといふような意味で挙げたわけでございましてけれども、ここにございましては現在の段階で主として酪農が可能な社会的な条件を備えておるのではないかと一応の判断をしておるというところで、その具体的な地域につきましまして果たしてその適用が可能かどうかということにつきましては今後の調査を待たなければ、結論はまだ出しておられないわけでございまして、一般的に申し上げて酪農の場合、大規模な施設が、いわゆる上物と称する施設が必要でございます。それから、いろいろ長期に投資をいたしますと非常に利息もかかってくる。短期間で仕上げるという必要がある。それからやはりまとまった団地づくりというのが必要でございますので、これらを計画的、総合的に実施することから言いますと、今回の農用地開発公団の事業の対象地域にするというのが妥当ではないか、そういう趣旨で今回の措置をとったわけでございまして。

たとえて言いますと、これはまだ厳密な調査をしたわけではございませんけれども、河北潟あたりでは実際に金沢の都市酪農が追い立てを食っておりまして、その行き先非常に困っておるという事情がございまして。それからもう一つ、御

農地の約二〇％、二百ヘクタールぐらい、大変困るところがあるんだ、こういう話でありまして、それは農民側から言わせるならば、ヘドロの客土は六センチの深さが欲しい、そのためにはもうあと五センチ補充してもらいたい、こういう話になっているわけなんです。それで、農林省の方としても、必ずしも現在完全なものであるというふうには言っておられないわけなのであります。また、そのためのいろいろな手当も、いまお話を聞きますと、おやりになっておられますけれども、この五センチ客土をやるということになりますと、大変たくさんの容積が必要ということにな

るわけなんでありました。したがって、一千万や二千万ではこれは解決できないのじゃないか、こんなぐあいに実は考えられるわけなんでありまして、そういう予算措置というものを、事業団を解散するまでの間にやりになるのかどうか、この点ひとつお聞きを願いたい。

それからもう一つは、もとどこへ入植された人たちというのは、これは米をつくるという、日本におけるところのいわゆる稲作の機械化の大農経営、これがやはり農林省の方でも当初そういう計画を立てられたわけですから、要するにその大農経営に希望のある農家から選抜をされて、そして入植をされたということになるわけなんでありまして。したがって、農民の皆さんに聞きますと、畑というところにそもそ無理があるんだ、だから、これをたんぼにして稲をつくるというところになればそれほどの無理というものはないのじゃないか、とりわけ去年の稲作の成績なんかも聞いてみますと、それなりの一定の成果も実は上がっているわけなんです。ですから私は、さっきから申し上げておりますように、やはり適地適作という方向で農業の政策を進めていく以外にないのじゃないか。確かに、いま米は余っているということになれば、畑に変えるという、そういう場所もあるはずなんです。こういう場所をすぐストリートに、生産調整だからもう米はつくってほらないんだという考え方というのは、私はちょっとやばな気がするわけなんでありまして。そういう点で、金がなかったならば、米にすれば何とかできるということなんでありまして、それならば、そのところは特殊事情なんだからやむを得ないじゃないか、こういう方針を出して、この大潟村の農業の振興のために努力をされるというのが農林省の立場ということになると私は思いますが、その辺はどうお考えになるのですか。

○森(警)政府委員 御指摘の砂地盤のところは約百八十ヘクタールというふうに、集落用地とは別でございますが、思っておりますが、そのうち非常によくとれておるところもすでにあるわけでございます。

ざいます。問題の地域は、どこで区別するか、どこでランクを引くかというところは、作柄からいって非常にむずかしい問題でございますけれども、いざいざいまして、御承知のようにこれは米でございませうけれども、収量の目標を定めまして、耕土深十五センチにつきまして粘土含有量二〇%ということとで客土を施行したということでございます。実際はこれ以上上回っておるわけでございますが、問題は、いろいろむらが出てくるというところでございまして。その点を何か補強する方策はないかというところだと思いますが、先ほど私お答えいたしましたように、圃場一つ一つで非常に違っておるわけでございます。理想的に申せば、それは山土をむしろ客土した方がもう一発でできるわけでございます。これは非常に金がかかる。そこで生ヘドロをポンプで押し出した、そこにまたいろいろむらが出た、そこで今度はトラックを使いましてヘドロを入れたという経過があるわけでございますけれども、そういうことの経過はともかくといたしておるわけでございます。それで、事業団がいろいろ予算を組みまして、どうしてもやりようがないというのが現在の実態でございます。したがって、先ほど申しましたような、変則ではございますが、また金額的には制約をされざるを得ませんけれども、この辺はむしろ農民負担なしの形で実質的な効果をねらえるのではないかと、この対応の措置として御説明をいたした次第でございます。

そこで、それができないなら米づくりでもやらせたらどうか、端的に言えばそういう御質問ではなからうかというふうに思いますが、現在の八郎潟の田畑複合経営というのは、おおむね半分が水稻で、おおむね半分が大体小麦を中心としてあと野菜作等を考えるということに相なっておるわけでございますが、あそこ土壌からいろいろいまままで事業団がやってまいりましたその中で、やはり徐々にあのヘドロを風化させていくということ

が基本的に重要な問題でございまして、そういう意味から言いますと、土壌の関係から申ししまして、一例を申し上げますけれども、全部水稻でやるというところは逆にマイナスの面がある。むしろ乾かしながら、それを回していかなければ、だんだん土壌をよくしていくということが非常にいいことではないか。

それからもう一つ、労働力の配分から申しまして、あの十五ヘクタールをもし水稻でやる——むしろ十ヘクタールを十五ヘクタールに拡大をして田畑複合経営で半々、こういうことにしたわけでございますが、その点は労働力配分、それからいまの土壌から言いますと、小麦というのは同じ機械を使いながらいろいろできる、また、播種の適期、収穫の適期、それと水稻と麦との違い、そういうことで労働力のピークも非常に崩れる、いろいろな効果が考えられた上で立てられている計画だと私も理解をしておるわけでございます。

もちろん、いまの砂地盤の圃場につきまして、水を張りまして水稻をやりまして、かき回しまして土壌の条件をよくしていくという方法は大きな一つの解決法であるということとは間違いがございません。ですから、そういう問題につきましては、現在実質的には七・五プラス一割ということとで水稻が行われているわけでございますが、その範囲のいろいろローテーションの組み方ということとで対応しているのではないかと、また、それで十分ではなからうかというふうに私は考えておるわけでございます。

将来、そういう耕地が熟化してまいりまして、さて、どういう形態にしていっていいかということにつきましては、もちろんいろいろ技術条件も変わってまいりましょうから、水稻を全部やるということ、あるいはいろいろ回していくということ、いろいろな考え方があろうかと思っておりますが、それは今後の課題ではなからうかと私も考えておる次第でございます。

○松沢(俊)委員 入植者は一次から五次までというところになっておるわけですが、入植者の

農地の配分を見ますと、一次は五町歩ですね。それから二次が八町歩、それから三次、四次になりますと十町歩、こういうことになっているようであります。三次、四次は十町歩になっておりますが、これを全部たんぼ、稲で経営をさせようという条件、状態の中で入植が行われたと思うわけでありまして。ところが、いまお話を聞きますと、八町六反は稲作になっておりますが、あと残った分というのは、当初の、言ってみますならばこれは契約だと思いが、その契約が履行されないという状態に実はなっているのですが、そうならば、水田が畑に実は変わったわけでありするから、当然のことこれは転作の奨励金の対象になる土地ということになるのじゃないか、私はこんなぐあいに考えるわけなんでありまして。転作をやるといふことになりまますならば転作奨励金というのが出てくるわけなんでありまして、その転作奨励金というものを土壌改良のために使うというところになれば、金額の面においても相当大幅な金額が使われるということになると私は思います。ところがこのところは稲転作の奨励金というのが出ていないというふうには聞いておるわけなんです。当初の計画というものが水田であってその水田を畑作にかえなければならぬということになればやはり奨励金は出ていいのじゃないか、こんなぐあいに思いますが、その点の御見解はどうでしょうか。

○森(警)政府委員 これはいろいろ経過はございますけれども、要するに当初は四次の入植までは結局皆さん十ヘクタールを選ばれて十ヘクタールの水稻作の経営として入ってきたわけでございます。そういうことでございまして、例の開田抑制問題にぶつかった。それで一時開田が中止されて入植も中断をしたという経過があるわけでございます。その中断中に、いろいろ議論がございまして、地元大潟村あるいは入植者の代表から、一四次入植と五次入植との経営規模に差をつけたいとか、既入植者の未配分地を追加して田畑輪換ということで一応そういう要望もあり、い

ろいろ検討を重ねた結果、田畑複合経営というところになりまして、四十八年に基本計画にそれが織り込まれてきたということになります。

そこで、その後の取り扱いといたしまして、いまの例の転作の話があるわけでございますけれども、ただいまの基本計画自身は米と畑作のおおむね半分ということで決められております関係から田畑輪換の圃場ということととらえられておるわけでございます。水田の総合利用の対策上は、一応七・五ヘクタールが水田であるというふうな扱っておる。実際はもう少し、いま八・六とおっしゃいましたけれども、その程度の水稲の作付が行われておりますが、これは基本計画に基づいていろいろ営農をやりますという契約になっております。そういう場合にそれは買戻し等のそういう発動の対象にしないという了解として理解をしておるわけで、基本計画では半々ということになっておるわけでございますから、その十五ヘクタールのうちの半分七・五ヘクタールの水田をさらに畑作にするということでございますれば、それは当然水田総合利用の助成の対象にして差し支えない。逆に言いますと、八・六で水田総合利用の助成という話になりますと、ちょっと現在の扱いといたしましては、それは適用の対象にしないという扱いをいたしておるわけでございます。

○松沢(俊)委員 それは農林省の御都合だと思えますけれども、米をつくらせるといふことで入植させて、そして全部米ができないといふことになれば、水田のところに入植したという理屈になるんじゃないですか。それは八・六までは水田に認めるけれども、あとは認められない、こうなれば、これは稲転といふことになるんじゃないですか。しかも、五次の入植をさせるまでには開田の抑制という問題がありまして、いろいろそこには問題があったわけですね。それで、これも農林省の御都合によって、それじゃもう五町歩ずつくれるから、だから半々の田畑経営ということにいった方がいいんじゃないか、こういうことなんでありまして、逆に言うならば、農林省の困っている面をそ

の辺で入植農民が責任をとってくれたということも考えようによっては言えるわけなんです。それから、金がなかなか出る場所がないということであれば、それは稲転なら稲転の金を出して、そして完全な土壌の整備改善、こういうものをやるという考え方をしてもいいんじゃないか、私はそう思うわけなんです。そういう点は、大臣も来ておられますので、大臣の方から、それぐらいなことはやはりめんどう見てあげましょうという御答弁をいただきたいと思うわけなんです。

○森(警)政府委員 先ほども私申しましたように、基本計画の変更の際に、いろんな議論を踏まえて、またそういう村当局あるいは入植者の意向も十分聞いて、追加配分を五ヘクタールする、その中でいろいろ田畑複合経営を行うということがございまして、それはもちろん開田抑制政策との調和を図らなければならないという前提はございまして、話し合いの上で、先ほど私が申しましたように、いろいろ土壌の条件、いろんな問題から出されてきた話でもございまして、そういう形で個々の入植者とも一種のお約束、実際の契約もございまして、そういうことでございまして、話でございますから、私も、別に国が一方的にやつたのだというふうには実は理解をしておらないわけでございます。

ただ、先生のおっしゃる意味は、その辺をもう少し弾力的に解釈をすれば何とか金が捻出できるのではないかと、こういうお話だと思つてございまして、その点につきましては、先ほど私が申しましたように、基本計画との関連でその扱いの変更が非常にむずかしいのではないかと、いろいろに思つたわけですね。先ほど申しました対応策ということとをひねり出してきたということでございます。今後、水田総合利用政策自身が、むしろさらにまた米の過剰の再来という問題から再検討を迫られておるといふことも実は事実でございまして、今後の政策の運用の中で、もしそういうことあるいはそれに準ずるようなことが可能であれば、私どもとしてはそういう問題もあわせてそういう際に解決していくというところも一案ではなからうかと思つて、ただいまのところ、いまの条件といふものを、転作、水田総合利用の助成の条件といふものを変えようというものはございません。

○松沢(俊)委員 八郎潟は、いまいろいろ議論しておりますように、まだまだ問題がたくさん残っております。私がいままで御質問申し上げましたのは、当面どうするかという問題であります。それから、これからどうするかという問題も私はあると思つて、まだ土地改良をこれから進めていかなければならないという面もあります。それからもう一つは、いろんな施設があるのですけれども、その施設そのものというものは、何しろ干拓でありますから地盤が非常に緩いわけでありまして、聞くところによりますと、堤防なんかも沈下をして、こういうことが実は言われておりますので、恐らくこれは十年ぐらいたつたら堤防は海面と同じぐらになつてしまつてはならないか、こういう話も実は聞いておるわけなんです。そういう話も実は聞いておるわけなんです。そうなりますと、その工事をする一回やり直さなければならぬ場合も出てくると思つて、一回工事をし直し、こういうようなものは一体それが責任をとるか。それからもう一つは、いまそういう状態で事業団は解散すると、こうなりまして、そうなるか、これから一般の土地改良事業といふものも施していかなければならない。その場合、要するにどういふ団体が責任を負つてやつていくのか、その辺明らかにしてもらいたい、こう思つたわけなんです。

○福澤政府委員 確かに先生御指摘のように、八郎潟の干拓事業、造成された堤防などがまだ沈下をして、これは事実でございます。一般に干拓地は軟弱な堆積土の上にでき上がつておるものでございまして、これらの堤防などをつくりまして、その構造物の荷重等によりまして軟弱土層の圧密沈下を生じてくるわけでございます。また農

地につきましても、これは乾燥したしまして収縮する現象がございまして、これも沈下するのには当然でございます。そういうことで、沈下の現象はつと続いております。そういうことで、沈下の速度と申しますか、大きさは、この構造物を設置した時期、初期の時期は非常に沈下量が大きいわけでございます。しかし、次第に年次を経るに従つて、その沈下量も少なくなつて、非常に長期にわたつて沈下を続けるけれども、だんだん安定的な方向に向かうというの、いろいろ例を見ましても、これは一つの定説になつてきておるわけでございます。特に危険を伴う時期と申しますのは、ただいま申しましたように構造物を設置した時期でございまして、沈下が激しい干拓工事をやつておる、あるいはその直後の時期といふのが非常に大きな沈下を生じて一番危険な時期でございまして、それが年次を経るに従つて経年的に安定をして沈下量が少なくなつていくというふうな事態でございまして、現に八郎潟の例をとつてみますと、三十九年から四十六年まで、八年間に約一メートル沈下をしております。八郎潟につきましても、これらの沈下につきまして約十年に一回ずつ所定の計画堤防高さといふものを維持するための土盛りといふか、かさ上げを実施しておるわけでございます。今後四十八年から六十二年ぐらゐの間にわたりまして、平均にいたしまして大体九センチ程度の沈下をしていくのではないだろうかという予測を立てております。現に当初に比べまして、毎年の沈下量が十五センチから漸減して九センチとか六センチとかいふふうな方向にこれから安定的に向かつていくのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

そこで、工事を実施して堤防ができ上がつてくる時期、昭和三十九年に二回にわたつて実はマグニチュード七以上の地震がありました。このときの実態を見ますと、私どもはいままでの干拓は直立型の干拓堤防をつくつておりましたけれども、例の三十四年の伊勢湾台風のときを契機にいたしまして、緩傾斜型の安定した断面にして、地

震に対する予防措置も技術的に考えてきたわけでごさいます。こういう方向をとりまして、この八郎潟の干拓堤防のタイプも、底幅にいたしまして約二百二十メートルという非常に幅広の堤防の底幅を持った断面にしております。このことは、軟弱地盤におきましては将来における沈下量というものを少なくする上においても役立つし、また経年的に基礎地盤が圧密されていった場合には、それが支持力を増強いたしましたので、いわゆる接地圧という点から考えましても非常に安定的な断面である、こういうように考えておるわけでごさいます。私どもは特に過去におけるそういう地震の結果につきまして、言うなれば一番危険な時期に地震があったわけでごさいます。これを十分に耐え抜くような構造物として、そのとき自体は沈下量といたしましては最高二メートル近い沈下がございましたけれども、それでもなおかつ堤内地に水が浸入することが避けられるというようなことで、非常に安定した設計のもとにこれはなされたというように考えておりまして、技術的な立場に立ちましても問題はないというようにこれは確信しておるわけでごさいます。

それから、将来の堤防その他に対する管理を一体どういうふうにしていくのだ、こういうお話でございますけれども、この事業は公有水面の埋め立て法による承認の条件といたしまして、その施設の帰属は秋田県となっております。このことは、治水上の観点からいたしまして、河川管理者としての知事が管理されることが一番適當であるという観点に立つてこういう方法に踏み切っておるわけでごさいます。今後の堤防のかさ上げその他補修の問題が起つてきた場合には、維持管理すべて秋田県が行うものと私どもは考えて、万難なきを期していただくようにしておるわけでごさいます。

○松沢(俊)委員 いずれにしてもこういうふうにして議論しなければならぬような場所であるわけなんです。そういう点であるときは事業団に入植農民がそれなりにいろいろと注文をつける

ことができたわけでありませけれども、今度はそれがなくなってしまうわけなんです。その点についてやはり大変関係農民は不安を抱いている、これだけは間違いのないわけでありませ。その不安を解消し、そしてたとえば公団の方に移ったとしても、公団の方は借りた金を返さるという、そういう業務しかやらないということになるわけでありませ。やはりその責任というものは農林省がこれから全面的に負いながら、不安のないようにいろいろな施策を立ててもらわねと困るのではないか、こういうぐあいに考えております。

そういう点で、防潮水門とかあるいは排水機場だとか幹線排水路だとか干拓堤防、こういうようなものには秋田県に今度管理をさせるといふことになっておりますけれども、地方自治体の財政というものは非常に困難な状態に入っていることも御承知のとおりであります。そういう点で、こういう場合において問題が起きた場合においては、秋田県がやるにしても、農林省の方としてもそれはやはり責任を持ってやらうということはこの際はつきりさせていたきたいということが一つであります。

それから追加の土地改良事業というのものがこれらやっておりますけれども、要するにはかの農民のところにもそれなりに手当てをしてやらなければならぬのに、大潟村、大潟村ということで、大潟村だけへ金を出さんということは不公平になるんじやないかというふうな風潮もあるように聞いております。しかし入植の条件がそういう条件であったわけでありませから、そういうことによつて土地改良事業というのが円滑にいかないというふうなことがあつては大変私は困ると思ひます。そういう点でもその点をしっかりとこの際答弁を賜りたい、こう思うわけでありませ。

○森(整)政府委員 御指摘の基幹的な施設、防潮水門、排水機場、幹線排水路、これは大潟村の生命線ともいふべきものでございませが、国は秋田

県に管理を行わせるということにいたしております。これは特例措置でございませけれども、一億七千二百萬の管理費のうち、半額、六千七百萬元を国が助成するということをすでに財政当局と決定済みでございませ。

それから土地改良事業等の今後の問題でございませが、確かにそういう雰囲気がないわけではございませ。しかし結局はやはり私どもの助成措置として事業が行われるわけでごさいますから、その点につきましては、今回の対応措置につきましても県と十分相談の上実施をいたしておるし、その点においてはわれわれ県とよく協議いたしまして、また県も指導して御心配のないように善処してまいりたい、こういうふうにお考えおる次第でございませ。

○松沢(俊)委員 これは直接この法案には関係ないわけなんですけれども、新潟県の福島潟問題、これはやはりこれと同じように、当初は稲作をやらせるといふことで福島潟の干拓が行われたわけでありませ。その後生産調整になりまして、そして米以外にできそうもないところに米をつくるな、こういうことで去年は大変な紛糾があつたわけでありませが、しかしその後、県、農林省と関係農民との間に裁判所において和解が成立いたしました。要するに和解の内容というのは、いままでのいふような争いというのは水に流して、そして配分の取り消しを受けたところの農民に對しても土地を提供するという中身だと思ひます。しかしその後、協議会が地元につくられておりました。いろいろ協議をやっておるわけでありませけれども、一般の農民に對しましては表示登記を全部やつて終わつたわけなんです。二十

六人の取り消し処分を受けたところの農民に渡るはずの農地につきましては、県農業公社が表示登記を受けた、こういうことになっているわけなんです。春に作付をやらなければこれは作がとれないわけなんです。したがって、県の農業公社が関係農民に對しまして、いまのうちに売買契約

をやつてもらわぬと、ことしの間に合わぬということになるわけでありませ。そういうような差別というものは、私はしてはならないというのが和解の精神だと思つております。そういう点で、これらの問題につきましてはどうか理解したらいいか、私は実は判断に苦しんでいるわけなんです。ありますが、農林省の見解を聞きたいと思ひます。

○森(整)政府委員 先生御指摘のように、いろいろ不幸な経過をたどつたわけでごさいます。御承知のように本年裁判所の仲介によりまして和解が成立をした。これは確かに、過去は流してもとへ戻しようというのが基本的な線でごさいます。ただ手続的に御承知のようにいろいろ法制的な問題、法律的な問題がございませ、県の農業公社を経由して土地を戻すということになつたわけでごさいます。その手続上の差、こういうのはちよつとやむを得ないというふうにお思ひわけございませけれども、私ども、いままでの争いがあつた者と争いがなかつた者との基本的な差を設けるといふような考えは毛頭ございませ。ただ、和解にも入つておりますように、よくお互いに話し合つて慎重な行動をとりながらやつていく、こういう基本的な路線、またそういうことが確保されるならば、それは当然御指摘の春でもございませ、どういふふうにお土地利用をしていくかということは、いま協議会で検討、協議が行われておるわけでごさいますから、その線に沿つてやつてまいるといふのが私どもの基本的な考え方でごさいます。不当に差を設けたりということ

は、それは過去の話でございませ、今後はお互いに話し合いをしながら、その土地利用を進めていくというふうにお私どもは理解しておるわけでごさいます。

○松沢(俊)委員 手続上からいくと、確かに生産をするための計算が実は行われている最中ということになるわけでありませから、売買契約をやるという、時間が相当要すると思ひわけなんです。七月、八月ということになると思ひます。それまでの間に、それじゃ農業公社から譲り渡してもら

う農民というのは、所有権が移らぬわけでありま
すから、移らぬうちは、これは耕作をしてはなら
ない、こういうことになるんですか。それとも、
いやそれはもう和解からして、当然二十六人のも
のになるんだから、耕作をしても差し支えないん
だ、こういうことなのか、その点はっきりして
もらねと、差別つけないんだ、つけないんだと言
っても、差別になつてしまふじゃないかと私は思
うのであります。だから、いわゆる取り消しにな
ったところの農民がいま耕作をやっているとい
うことになれば、二十六人の人たちが耕作をや
つても差し支えない、こういうふうに考えてみる
というのが私は和解の精神だと思ふんです。法律
にいろいろ議論すればむずかしいものがあると思
います。でありますけれども、和解の精神から
するならば、一般の農民並みに二十六人の人も耕
作ができるんだ、こういうぐあいに私は解釈して
いくべきだと思ひますが、その点はどうでしょう
か。

○森(整)政府委員 これは法律的に言いますと、
確かに先生おっしゃるとおりでございますが、和
解の精神というのは、逆に言えばまた先生のお
っしゃるとおりでございます、このことはまた、
和解で示されておりますように双方が慎重な行動
をとるということによりまして、行政庁と農民側
との間の信頼関係ということが回復した上で、
二十六名の方々も事実上耕作が行えるというよう
に私どもも期待をしておるわけでございます。

したがいまして、やり方としてはいろいろ
あると思いますが、簡単に言えば一時使用で耕作
をするということもございましょうし、そういう
法律論よりも私は、むしろもう過去と将来は
違ふんだという基本認識の上で、お互いに話し合
つて早く軌道に乗せるということが必要なんでは
ないだろうかというふうに思つておりますし、ま
たそういうことを期待をしておるわけでございま
す。

○松沢(俊)委員 もう一回聞きますけれども、そ
れじゃ畑にするとかたんぼにするとか、そういう

議論というのはこれは協議会で決めていくことな
んでありますからその点は別としても、とにかく
もう耕作しなければならぬところに入つておるわ
けですから、それは一時使用の許可なんという角
張つた話でなしに、和解の精神からするならばこ
れは耕作していいじゃないか、こういうぐあいに
私は考えるのですが、それは入るとまた紛糾が起
きることになるんですか。その二十六人が配分を
予定されているところの、譲り渡しを予定されて
いるところの場所へ農民が、畑にするかたんぼに
するかわからぬけれども、とにかく耕作だけは
まのうちにやらなければならぬということに入
つていた場合には、また要するに争ひになるん
ですか。私は、そういう争ひというものはもう起
きない、こういうぐあいに実は理解しておつたわ
けなんです、その点はどうでしょう。

○森(整)政府委員 そのことは、要するに和解で
何をやってもらいたいんだというふうなことは和解で
は言つておらないと思ふわけでございまして、一
応畑作をやつていただければならぬ、何もうい
ろ問題に起らないはずでございます。稲作をどう
するかというところが問題であつたし、またまだ決
まつてない話だと私も理解をしておるわけで
ございまして、その辺のことがまた何かやるんじ
やないかということ、お互いに猜疑心をもつて見
ておる状態で何か事が起こりますと、またもとへ
戻るとやうな感じが私どもいたすわけでございま
して、そうじゃなしによくお互いで、先ほど申しま
したように抜け駆けをやるとかそういうやうなこ
とでなしに、ともかくでき上がった土地でござい
ますから早く使えるようにする、それをどうする
かということなわけでございまして、そういう話
の方の要するに手続なりその以前の問題としてそ
ういふ関係が回復されれば、実は後から手続をと
つたてそれは構わない話でございまして、そ
ういふ方が先決の問題ではないだろうかと思ひ
つておるわけでございまして、一日も早くそうし
てもらいたいというふうに思つておるわけでござ
います。

○松沢(俊)委員 とにかく、八郎潟にしろ福島潟
にしろそのほか羽賀沼だとか有明だとか琵琶湖だ
とか、いろいろなところに干拓地があるわけであ
りまして、要するに干拓地には必ずこういう問題
が実は起きていくわけなんです。それは一
体農民の方がやばなことを言っているのか、政府
の方がやばなことを言っているのかというこ
に
なりまして、政府は適地適作、こういう言葉
を使ひながら、実は適地でないところに野菜をつ
くれとか畑にしろとかというところにこういう問
題が発生する、こういうのがいまの現状であらう
と思ひます。

そこで、私は政府に提言したいのは、米が余
からと言つて生産調整、そのことがいい悪いは別
といたしまして、やることにするならば、やはり
無理なことはさせないようにして、たとえばこう
いうような干拓地、そういうところはやはり米で
いくとか、あるいはまた野菜が十分でるところ
は蔬菜にしてもらうとかいふ、機械的でなしに現
实的にその調整をやつていくという考え方に変わ
つてもらふなければならぬのじゃないか。そうし
ないと本場の日本の農家の経営が安定しません。
それから農業自体も安定しないと私は考えるわけ
なんです。それから、その辺基本的にもう一度検討
し直す必要があるのかどうか、あるべきなんじ
やないか、こういうぐあいに私は言いたいわけな
んであります、その点はどうでしょう。

○森(整)政府委員 基本的にある意味では私先生
の御意見に賛成でございますが、ある意味では反
対もございまして、というところは、干拓地は米しか
できないのだというの誤りだと私は思ひます。
しかしまた米はつくつてはいけないうのだという考
え方はもう少し弾力的に考えるべきではないかと
いう御意見については私は賛成でございますけれ
ども、いま再び米の過剰を迎えまして、そういう
観点も含めていろいろ検討をさせていただいてい
るという段階でございますので、基本的には当面
のいまいろいろお約束のもとに、そういうことで
やりたいということで皆さんの御賛同を得て私ど

もは畑作ということで計画を進めてきたというこ
とでございまして、それはそれなりに地元農民
の方も御理解をいただいていたと思ひ次第で
ございまして。

○松沢(俊)委員 これで終わりますが、とにかく
この農用地開発公団法の一部改正の法律案が審議
されているわけなんですけれども、私はやは
りまだ八郎潟というのは完全なものになつてい
ない、そういう前提で、これからひとつ農林省の
方から十分それに対するところの配慮をやつて
もらうということ、それからもう一つは基本的
にはいま局長からお話しされましたように、干拓地
は米以外は絶対に何もとれないものであるとい
ふうには私も考えておりませんけれども、しかし
たとえ福島潟なんかの場合にございましては実際
実験をやつていくわけなんです。実験をや
つても畑としての成績が上がらぬわけだ。そうい
う点があるという場合におきましては、では米に
してみた場合どうだという試験もやってみるべき
である。あの場所は米ならは十俵か十二、三俵と
なるのです。野菜をつくれと言われども全然物
にならぬわけだ。そういうようなところはやはり
米にして生産をさせていく、こういう柔軟な態度
でいくべきである、私はそう考えるわけなんです
で、そういうことをひとつ希望意見として申
し上げて、私の質問を終わりたいと思ひま
す。

○金子委員長 岡田利春君。

○岡田(利)委員 農用地開発公団が旧農地開発機
械公団の二十年間続いた業務を継承して四十九年
に発足をいたしましたわけですが、特に旧機械公団業
務として今年度四十億に上る受託業務が今日も継
続されておるわけです。これは三力年間で解消す
る、こういう一応の方針でまいったわけでありま
すから、この受託業務の解消の見通しは一体どの
ようになつておるのか、大体これからどの程度の
年月でこの受託業務を解消できるのか、こういう
見通しについてまず第一点伺つておきたいと思
ひます。

同時にまた、旧公団を引き継ぐ場合に準職員が百三十六名、このうち退職者が二十二名、そして今日なお未定員化の三十五名が残っており、す。当然今年この定員化の問題は解消されなければならぬ問題であり、す。これらについての対応の仕方についてこの機会に承つておきたいと思ひます。

○森(整)政府委員 農用地開発公団の受託工事の問題でございますが、これは公団法の制定の際の国会の御審議の経過にかんがみまして、漸次縮小をしておるという次第でございます。公団設立当初は四十九年度では百九億の事業をやつておりましたけれども、本年度は四十億というものを計画をいたしております。今後の見通しをいたしましては近年中に打ち切るという方針でございます。これに伴ひまして事業が円滑に民間に移行できるということについては、十分われわれも配慮をしまひたいというふうに考えておる次第でございます。

それから農用地開発公団が引き継ぎました職員の問題、いわゆる準職員と言われている方々の定員化の問題でございますが、五十一年度末までに約八十人が定員化をされておりました。本年度中に残り三十二名全員の定員化を完了するということを一応予定をしておる次第でございます。

○岡田(利)委員 近年中に受託業務は解消する、こういう答弁でありますけれども、大体これは明確なめどがあつてしかるべき問題ではないのか、こう私は思うのですけれども、この点の確たるめどはまだないのですか。

○森(整)政府委員 私どもは国会の農用地開発公団法の成立したとき御審議いただきました国会の審議の内容を見ましますと、当時の大山局長がおおむね三年ということを国会で言つておられるわけで、その時期は過ぎてしまつたわけでございますから、なるだけ早い機会に打ち切りたいというふうには考えておるわけでございますが、ものの廃止ということにつきましてはすべていろいろ処理関係がございますから、いまの定員等いろいろ

いふ問題は解決をしてきた、こういうことでございまして、できるだけ早く打ち切りたいというふうには考えておりますが、それによつて生ずる摩擦はないようにしたいということも当然考えておる次第でございます。

○岡田(利)委員 八郎潟の干拓事業の調査事務所が設置されて以来今日までもう四分の一世紀を果は過ぎておるわけですから、新農村建設の事業団が充足をして十二年間を経過をした。そして今回、一応この完了に伴つて農用地開発公団がこの業務を引き継ぐ、いわばわが国農政にとつての一つの記念すべき事業であつたといふことはだれしもが認めるところであらうと思ひます。

そこで、今回農用地開発公団がその一切の債権債務、特に長期にわたる賦課金や譲渡対価の徴収業務、これを継承するということと今回の法律の改正が行われるわけですが、したがつて、このことによつてまた新たに国営干拓地における公団事業といふものを取り上げていく、こういう提案がなされておるわけでありまして、まず第一に、五十二年度の予算を見ますと、国営干拓事業は十地区に及んでおるわけですが、しかもそのうち近く干陸が予定されているという河北潟、笠岡湾あるいは中海、この三地区については今後公団事業として順次これを進めていく、こういう方針のようにも承つておるわけですが、しかしそれ以外の干拓地も逐年干陸に近づいてまいるわけでありまして、一連の国営干拓事業といふものを長期的に公団事業としてこれを採択をしていく、こういう方針を一体持たれておるのかどうか。その長期的な展望についてこの機会に明らかにしてもらいたいと思ひます。

それから第二の問題は、公団事業のうち、受託業務はいま答弁がありましたように漸次これは解消される、同時にまた模範牧場についても、これは今年度で完了でありますから、いわば農用地、さらにまた畜産基地を建設し、さらに今回の干拓地の事業を公団事業として取り上げていく、こう実はなつてまいるのだと思ふのです。いわばこの

三つの事業にしばらくは公団業務がこれから進められる、このように行くだろうと私は思ふのですが、しかし、公団事業そのものも御承知のように三年ないし五年で完成する、あるいは広域のものについては七年計画、若干延びて七、八年ということになるでしょうけれども、いわばその時点その時点で完成していくわけでありまして、したがつて、農用地開発公団のこれらの長期的な展望は一体どう考えられておるのか、そういう一定の公団の位置づけといふものか、また事業のこれから長期的な展望、こういうものを一体どう描かれておるのか、いわばビジョンといふものか、そういうものについてお示しを願ひたい、こう思ふわけですが。

○森(整)政府委員 今度加わりました国営干拓予定地の公団事業、これが畜産の施設を合わせて農用地整備をするということでございますが、当面考へておりますのは先ほど先生も御指摘になりました三地区で、そのうちでも河北潟をできれば来年度でもというふうに考へておるわけでございまして、残りの地区につきましては十地区と言われましても、すでに事実上事業を中止しておる地区もございまして、それから事業がある程度までもう済んできておりますけれども、排水条件等からいふと全部を今後対象にするというふうにはなかなかまいりませんけれども、事業の内容等をさらに検討いたして、また公団事業の対象として、これは県がそういう申し出をされるという前提がございまして、それから、そういうことであれば、必要に応じて追加をしてまいるというふうに考へておるわけでございます。

それから、公団全体の今後の、将来の事業といふことについてはどうか、こういうお尋ねでございますが、実は、この農用地開発公団法の御審議の際に、九万三千ヘクタールの農用地を造成するというふうに御答弁を申し上げておるわけでございしますが、現在までの実施中の地区の計画総面積

を合計いたしますと三万ヘクタールということですが、必ずしもその目標に達してないといふのが現状でございます。しかし、事業費としては相当ふくらんできておりますし、今後の見通しにつきましても、現在の事業を早く仕上げていくということがもちろん一つでございます。特に広域農業中の地区もかなり多うございまして、特に広域農業総合開発基本調査というものを実施してございまして、これは大きい方でございますが、注目していただきたいのは例の天北地区がございまして、それからもう一つ出羽丘陵の二地区が今年度新規の調査地域として加えられておりました。今後の事業量の問題につきましてはその問題はないのではないだらうか。恐らく先生のおっしゃるのは超長期の見通しということに相なるのではないかと思ひますけれども、私どもその問題につきましましては、ともかく当面のいろいろやつております事業を早く完成するとともに、その次の課題というところにつきましましてはさらにいろいろ知恵を出してまいりたい。またそういうふうにして公団の事業がますます発展をしていくことを私どもは期待をしておる次第でございます。

○岡田(利)委員 公団の役員は今年二名減員になる。今度八郎潟の公団を引き継ぐことによつて一名理事の定員がふえる。差し引き一名減といふことにはなるわけですが、しかし、承るところによりますと、公団職員の七十八名中六十四名が出走者で、これはそれぞれ出向先に戻る。二十三名の職員についてはそれぞれ組合とも話し合ひがついて、その就職先というものが決まつてゐる、こう私は承つておるわけでありまして、しかし、実際問題として、八郎潟の公団の業務を引き継ぐことによつて、賦課金や譲渡対価の徴収、恐らくこれらの経理的な業務といふものは、いま行つてゐる公団の業務と並行的に行うことにはならないのではないか。同一人が扱ふということにはならないのではないか。やはりそのためのポジションといふものが必要ではないか、こう私は判断をいたしておるわけでありまして、しかし実際問題として、八

の努力もございすが、公共事業費の行方という問題も絡んでくるわけでございますから、現在の心境を申し上げておるわけでございます。

○岡田(利)委員 対象地域としては、いま私が申し上げましたように、八郎潟よりも広範囲であるわけですね。いわばこれは、わが国農政の一つの事業としては八郎潟に次ぐ目玉商品であると思ひますし、私もかつて北海道開発第三期計画の審議会の理事としてこの計画の審議に参加をいたしましたから、私はこの推進という立場に立つて質問を申し上げておるわけなんです。ただし、広範囲なるがゆえに対象区域内の農家、既存農家ですが、もちろんこれは構造改善の対象にはなっておりませんし、また機械の導入や設備の更新、こういうものは当然もう差し控えるというのが通例でありますし、また、普通であれば道路の整備等についても積極的に進められるのですけれども、対象区域なるがゆえに、来年から再来年ということになりますと、それまで手抜きが行われる、そういう点で非常に生産上不便を感じておる地域がやはりあるわけです。矢臼別なんか一つの代表的な地域ではないかと私は考えるわけです。したがって、工事計画がどう進んでいくかということとは、そういう意味で地域内の既存農家の営農態度に大きな影響を与えるということは御理解願えるのではないかと私は思うのです。そうしますと、この事業を進めるに当たって、この事業がそういう実態にどう対応していくか、たとえば道路の整備計画でも、そういう点を十分把握をして弾力的に対応していく、そして問題点があればアフターケアをしていく、こういう機能的な弾力性があった方がいいと思います。小さい区域ですと、そういうことは余りないのだと思うのですけれども、広範囲なるがゆえにそういう問題が出ておるわけでありまして、この点についてひとつ御意見を承っておきたいと思ひます。

○森(整)政府委員 先生御指摘の点、まことに私もさういふことは大変失礼でございますが、確かにそのとおりだと思います。

そこで、この地区につきましましては、根室地域新酪農村建設期成会というのがございます。そこでいろいろ協議結果を参考にいたしまして、施行の工種なり施行箇所等を取り決めて、緊急を要するものから順次実施する等の配慮を行っているわけでございますが、もし実施箇所にならないためにいろいろ営業上困るあるいは重大な支障が出るということでございますれば、この期成会を通じて公団の根室事務所と御相談をしていただければ、施行箇所の変更などについて検討をいたしたいということについてはわれわれはやぶさかでございます。よく公団とも協議をいたしまして、もし問題の箇所があれば善処をいたしたいというふうに思ひます。

○岡田(利)委員 本計画は、第二次酪近の指標に一応準拠して立案された、このように私は記憶をいたしておるわけです。したがって、五十頭搾乳、五十町歩規模の草地酪農の酪専の大型経営をやるといふことで発足をいたしましたわけです。そこで第一次入植の一つの例をとりますと、工事費が二千万円、このうち、これに対して公団諸経費が八百万円、これが二、三割、したがって約一千万円という金額になるわけでありまして、したがって、総工事費は結果的に一億五千万円、道の補助が三千七百万円程度、したがって個人が負担をするのが差し引き三千四百万円。しかし住宅は別であります。大体住宅は一千万円、土地の価格も別でありますから、これが七百万円、それから三カ年の整備でありますから、この利子が大体八百万円。そしてやはり従来負債がありますから、平均的に見ますと、これは五百万円程度の負債の引き継ぎ、こういう計算をいたしますと、六千四百万円の負担といふことに実はなってくるわけでありまして、したがって、二十年間の長期低利の金融制度でありますけれども、大体元利償還ということになりますと、一億二千万円を超えるのではないかと、こういう見当になりますから、一年当たり六

百万円以上の償還を今後毎年しなければならぬ。ちょうど第一次入植はいま償還時に入ってきたといふのが実情であります。

そういう点で考えてまいりますと、先ほど八郎潟についていろいろ試算が、一次、二次、三次という入植時にわたっての粗収入、営業経費として元利の負債の償還、可処分所得、こういう数字が資料に出されておるわけですが、この第一次入植のいわば可処分所得はこういう数字の結果、一体どの程度になつていくと考えられておるのか、若干当初から試算はあると思ひますが、それとも変更もされておるのではないかと、このように私は判断するのでありますけれども、この点について御説明願ひたいと思ひます。

○森(整)政府委員 大体先生御指摘の数字になるわけでございますけれども、私も手元にございまして資料では、土地代と住宅建設費が入つておらない資料しかございせん。現在の経営収支、入植農家の見通しといたしまして、これは全部締められておるわけではございせんから、いまは工事の途中でございますが、現在までの投資額によつていろいろ試みに推計をする、それから建設利息も加えていろいろやってみますと、経営が安定するといふ、そういう年次の経営収支になりますけれども、粗収入が一戸当たり二千二百万円、これは乳価は五十一年度の単価を使つておるわけでございせんが、農業の経営費が千二百万円、差し引き農業所得はおおむね一千万円、あと償還の問題がございせんが、これは先ほど申しました土地代と建物の問題は入つておりませんが、償還金が五百五十万円、可処分所得が四百五十万円というような推計にたまたまなつておるわけでございます。

○岡田(利)委員 説明された数字は私の指摘した数字とはば合ひ、こう私も思ひます。いま言われたいように土地代、それから過去の負債とか、同時にまた住宅建設費、こういうものをプラスしていきますと六百万以上になると私は申し上げたわけですが、そうなりますと、残るところは四百万円

切れる。これは二人という設計でありますけれども、入植資格には後継者がいなければ入植できませんから、実質大体二・八の労働力、こうなつてまいりますと、決してこの新酪農村というのはバラ色だといふことにはならないといふことをこの数字は示しているのではないかと。これからのわが国の畜産政策の中で、乳価、価格政策というものは一体どうとられるか、非常に重要なことをこの数字が暗示をしておるだろう、私はこう思ひます。時間がありませんから次に進んでまいりたいと思ひます。

次に、第三次酪近がその後で、いまこれが下部で討議されて町段階、単協でもすでにこの討議が終わつておる。したがって、当初示したパターンと指標とに準拠して下部末端でこれに合致して第三次酪近が組み立てられておるといふのが現状であります。ところが第三次酪近の計画によりますと、この地域は大型酪専地域でありまして、特に根創の場合には六十頭搾乳、そうして二十数頭の育成牛を持つ、こういうことに実はなつておるわけです。ところが一方、いま進めている画期的ないわば新酪農村、根室地区の規模は五十頭だ、すでに十頭の差が出ておるわけでありまして、そういったしますと、この決定版と言われる根室の大型酪専といふものは、第三次酪近に示す平均数字からもほど遠い。そのことは美原や豊原あるいはまた茶志骨地区の、それぞれパイロットファームの経験といふものをいわば繰り返すことになりはしないか、こういう心配があるわけです。まして育成をする場合には、中水分のサイレージだけではまいりませんから、乾燥草も必要である、そういう意味では土地が狭いという声が現実的にそれぞれの農家から訴えられておるわけです。こういう関連について、第二次酪近から第三次酪近が組まれたわけでありまして、そういう意味でこの決定版であるといふこの根室地域の設計については、このまま押し通すのか、それとも第三次酪近の方向を十分勘案してこれに対応できるように手直しをするのか、あるいはまたいづれにしても

共同採草地などについて配慮をしていくという考え方があつたのか、何かがなければどうもつじつまが合わないのではないか。そういう点ではむしろ素直に対応するという姿勢こそが私は望ましいと思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○大場政府委員 第三次酪農近代化方針を国が昨年出しまして、それに基づきましていま御指摘があらましたように都道府県それから各市町村の段階で酪農近代化計画ができていて、こういった順序になつていくわけですね。

御指摘になりました根釧地域におきます類型でありますけれども、北海道が立てました酪農近代化計画では、根釧地域におきまして、通常の標準経営体としては、いろいろ土地条件から自然条件といふものの差はありますが、一般的に経産牛で三十六頭、総頭数で言いますと五十三頭ということになつております。しかし現在でも相当な飼養規模に達している、労働力の問題なりあるいは土地条件の問題という形で特に恵まれた大型酪農経営におきましては、経産牛で申し上げますと六十頭、総頭数ベースで言いますと八十四頭ということを目録頭数として設定している、こういうような状況であります。公団の方ですて立てておられますものは、通常の経営体で言いますと、経産牛で言いますと三六頭、特に大規模なものにつきましては五十頭ということとで予定しているわけでありまして、先ほど申し上げました北海道の酪農基本計画では、根釧地域における経産牛三十六頭といふもの、これは通常の経営体としては大体見合つた数字でありますし、大規模なものにつきましても、道では六十頭ということを目録としておりますので、必ずしもびつしりは合つておりません。おりませんが、しかしそんなに大幅にずれたものではないというふうに認識しております。別海等におきましては、確かに普通の通常型では、これは経産牛ベースで言いますと四十五頭、大型酪農経営で言いますと六十頭ということになつておりますが、そんなに遊離したものではないというふうに、私どものサイドから申し上げればそう

いう感じがするわけでありまして。しかし、これは構造改善局あるいは公団の方で別途御判断があらば、それはそれなりに私どもは協力いたしたいと思つております。

○森(整)政府委員 北海道の酪農近代化基本計画については、いま畜産局長が御答弁を申し上げたわけでございますが、確かに立地条件が恵まれた経営体として六十頭ということを想定している類型もあるということは承知をいたしておるわけでございます。ただ、問題は、端的に申し上げますと、酪農は六十頭、これは五十五年、こういうことで、私どもがすわけではないのですけれども、そういうことで、つじつまといつてはおかしいのですけれども、そういうふうには考えれば別に矛盾した話ではないし、いまここでこの計画を再検討するといふことは考えてはおりません。しかし、今後いろいろ経済が安定成長に移つていく、いままでは確かに非常に規模拡大というのが急速に進んできたと思つておられます。今後の経済情勢の推移といふものを見なければなりませんけれども、将来いろいろの営農方式、機械、あるいは、まあ労働力はそう変わらないと思ひますけれども、そういうものを全部勘案いたしまして、全体の酪農を進めていく場合に、この地域で、ことに根釧地域、この根室の地域でいろいろな諸条件が変わつてまいるといふこととあれば、当然さらに規模拡大を考へてまいるといふことも必要なのではないだらうかといふふうに思ひますけれども、当面の一応五十五年という目標を立てての計画としてはこれでいいのではないだらうかといふふうに思つておる次第でございます。

○岡田(利)委員 大変残念ながら時間がないのですが、たとえば大型酪農経営の一、二、三というタイプがあれば、七十頭があれば、また五十頭という酪農家群もある、平均が六十頭だというのが第三次酪農近代化計画であるわけですね。そうしますと、いま公団で進めておる五十頭の経営規模といふのは、この地域ではいわば、大型の酪農経営家である、その大型のうちの最下位、一番下である、そ

ういふ経営体制を目指している、こう言わざるを得ないのであります。そういう意味では非常に懸念をしますし、特一、特二のペイロットファーム、あるいはまた茶志骨のペイロットファーム、長年、二十年間そういう経過を歩んでここに到達してきているわけですね。したがって、四戸共同経営の体制にありまされども、この経営面積が狭い。そのことによつて従来目指したもののよりも非常にジグザグした経営体制をとらなければならぬといふような状況に追い込まれる可能性が非常に強いといふことを私はまずこの機会に指摘をしておきたいと思ふのです。

そういう意味で、たとえば気密サイロなどの場合には、これはもちろん容量の問題になりますけれども、あと牛舎を見ましても機械倉庫を見ても物すごりつぱなものであることは間違いないわけですね。果たして五十頭畜舎であつたものの必要なのかどうか。もう少し合理的に節約して節約できないのかという疑問すら、実はわれわれ素人でありまされども、率直にそう感じますし、率直な意見がやはり現地には出ておるのであります。そうしますと、やはり第三次酪農近代化とも平均六十頭を目指す方向に對應でき得るのではありませんか。私はここで答弁をもらおうと思ひますが、せめて、そういう点についてまず指摘をしておきますので、ひとつ十分検討していただきたいといふことを申し上げておきたいと思ひます。そこで、現在この第一次入植者の話を聞きますと、あれだけの設備であつただけの投資をするならば、やはり少なくとも六十頭から七十頭くらいの体制といふのが最も望ましい、こういう意見すら出ておるわけですね。なぜかと言へば、これは労働時間の問題であります。確かに労働時間は節約されていることは間違いない事実でありますから、そういう点から割り出して、当初の設計は十分余裕のある経営といふことで組まれたのでありますけれども、実際の現地経営者の意見を聞くと、むしろこれだけの設備投資をするならば、やはりもう

一歩進めるべきである。いわば第三次酪農近代化の目標、少なくともそういうものがこの公団事業としては望ましい、こういう意見が非常に圧倒的に強いわけでありまして。言うなればいまの経営規模であつては過剰設備投資の傾向があるという認識が非常に強いわけでありまして。そういう点について何かいままでの経営実態あるいはまた経験から言つて、そういう意見が一体上がつてきておるのかどうか。あくまでも私が現地で聞いた意見なのか。そういう点が、そういう意見として素直に上がつてきておるのかどうか、承つておきたいと思ひます。

○森(整)政府委員 根室地区の計画では、五十ヘクタールで成牛五十頭、労働力成人換算二人といふことになつておるわけでございますが、実際に五十年に入植した八戸の労働力を見ましますと、稼働人員四人、成人換算一・八人といふ農家も一戸はございまして、平均といたしますと成人換算二・一人といふことになつておるわけで、一応実際の労働状況から見ても計画と大差はないといふふうに考へておるわけでございます。しかし、先生御指摘の点は私も直接聞いてはおりませんが、確かにそういう面もあるかと思ひます。さらによいものにすると、私も、私どもも別にいままでこうだからこうだといふふうにはこだわらないという態度は必要だと思ひます。ひとつきよりの御意見は十分参考にさせていただきます。私どももまたさういふふうにより経営の創設に努めてまいりたいといふふうに考へる次第でございます。

○岡田(利)委員 時間がありませんから、これは答弁は要りませんが、これも問題点としてひとつ御検討願ひたいという意味で申し上げておきたいと思ひますが、公団事業の範囲がこれだけ広範囲になりますと、かつて道で道路整備とかそれそれ普通一般地域と同じように行われてきた事業といふものはすべて公団の事業範囲の中で吸い上げられてまいるわけですね。そういう意味で現地であれだけの事業が進められながら、逆に中小建設業者は仕事が減つていくといふのが実態であるわけ

を設置すべきであるというこの二点の建議がござい
ました。これを契機といたしまして、草地開発
事業の制度化を開発予算の中でまず立てました。
また試験研究機関といたしましては、農林省の北
海道農業試験場に草地開発部が、この建議が一つ
の契機となりまして設置されたわけでございま
す。その後草地開発の事業も本格的に進められま
したし、また北海道農業試験場におきましても、
草地開発部を母体といたしましてすでに二部十一
研究室と拡充強化されております。

しかし、先生御指摘のとおり、草地開発につい
てこれだけで試験研究が十分進められるかという
ことにつきましては、私も、特に今後の草地
の開発の対象は恐らく湿地、泥炭地に向くであろ
うというようなことを考えまして、その開発利用
あるいは地元農家に対する指導等のための試験研
究、調査体制の強化につきましては、関係機関と
連携を図りつつ今後検討をしてみたいと考えて
おります。

第三点は、根柢、特に天北等につきまして、農林
あるいは水という一次産業の、中でその地域全
体としての調整を図る必要があるのではないか、
なかんずく農業地図というふうなものの検討を今
後進めるべきではないかという御指摘でございま
すが、局部的には、まさに農業と漁業あるいは農
業と林業の間の調整の問題が北海道でいろいろ出
ておるところでございいます。このようにいろいろ
な問題が出ておりますので、北海道開発庁といた
しましては、今後そういう地域的な調整を図りな
がら円滑な開発を進めていくという観点から、総
合的な土地利用と指標となるいろいろな土地利用
に関する調査をもう数年前から継続いたしてお
ります。たとえば土地利用総合調査とか農林地帯
合利用調査というふうなものを現在実施いたして
おります。これらの成果を踏まえまして、関係機
関と緊密な連携を図りながら、国土利用計画法あ
るいは農振法等の適切な運営を通じて、地域
の特性に即した総合的な土地利用の展開を図っ
てまいりたいと考えております。

○大場政府委員 第二点の、緊急粗飼料増産総合
対策等の進め方についてのお尋ねがあったわけで
ありますが、それについて、お答え申し上げます。
確かに、御指摘のように、根柢、網走、十勝、
牧草の反当たり収量は違うわけであります。そう
いったところに着目いたしまして助成の程度に差
等をつけるというお考えは確かに理解できるわけ
であります。が、実際問題としてさらに細かく分
てみると、同じ十勝、根柢、網走の内部でもそれ
ぞれかなりばらつきがあるということもございま
すし、現実にかなり開きがあるというふうな気が
いたします。

それから、緊急粗飼料増産総合対策は、主に牧草
地の更新をねらいとしておりますけれども、それ
だけに限ったことではございません。たとえば水
田地帯におけるわら、そういう粗飼料の未利用資
源を有効に利用することも含めて、いわば地元で
好きな事業を選択できるような形でメニュー方式
をとっておるわけでありますから、そういうこと
とも考えますと、反当たり収量という形で直ちに
差等をつけることについてはもうちょっと検討さ
せていただきたいと思います。これはほかの助成政策、価格政
策にも関連が出てくるというふうにも考えるわけ
であります。

ただ、進め方といたしましては、緊急粗飼料増
産総合対策は、いま申し上げましたように、ばら
つきがそれぞれ地域であるわけでありますから、
できるだけ劣弱なところを引き上げていく、
高位平準化を図ろうというところがねらいであり
ますから、やはり反当生産量の少ない地域に重点
的に助成をしていくという方針で進みたいと思っ
ております。

○羽田政府委員 先ほど来先生からずっとお話が
ございましたように、北海道という地はわが国に
としまして非常に貴重な土地資源を持っておるこ
ろでございいます。それと同時に、北海道におき
ましては農林水産業がまさに基幹産業であるわけ
でございまして、今後の北海道の地域の振興を図
っていくためにも、これらの均衡ある発展を図る

ことが大変重要であると考えております。先ほど
来御指摘がございましたことを踏まえまして、そ
れぞれの機関と十分連絡をとり、調整しながら積
極的に進めてまいりたいと存じます。

○岡田(利)委員 終わります。

○山崎(平)委員長代理 この際、午後二時より再
開することとし、暫時休憩いたします。

午後四時四十五分休憩

午後二時一分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 農用地開発公団法の一部を改正
する法律案について質問をするわけであります。が、
大臣に直接答えてもらう部分があります。す
が、この部分はまた後にして、政務次官にとりあえ
ず事務的な問題についてまず質問していきたいと思
います。

午前中にわが党同僚委員から幾つかの質問があ
りました。が、まず最初に、八郎潟の干拓の問題の
理念というか、基本的な考え方について当初とい
まどかなり変わっている、このことについて、こ
れは何のためにやったのか、これを聞かせてもら
いたいと思う。これはまず政務次官から答弁を願
いたい。

○羽田政府委員 お答え申し上げます。

いま先生の御質問、いわゆる八郎潟の当初のあ
れと途中で変わったのじゃなからうかということ
でございいます。八郎潟における新農村建設事業
は、規模の大きい、生産性の高い農業経営を創設
するということを目的といたしまして実施してき
たところでございいます。その営農形態につきまし
ては、最近における米の需給緩和、そういうこと
に伴いまして実施された開田抑制措置と関連し
まして、昭和四十八年基本計画が変更され、五十
年から田畑の複合経営が開始されたわけでござい
ます。その後の営農の実態を見ますと、水稻作に

つきましてはもちろんのこと、畑作の基幹でござ
います小麦なんかにつきましても、畑作目にもか
かわりませず、収量あるいは労働生産性、こうい
った面から見ても大変良好に進んでおるといふ
うに考えております。そのほか粗収入等につきま
しても五十一年には千五百万円程度上げるなど、
入植者は相当旺盛な意欲を持って営農に取り組ん
でおると考えておるわけでございいます。途中で変
更になったわけでございいますけれども、今後とも
田畑の複合経営ということを基本にいたしまして
進めてまいりたいということでございます。

○竹内(猛)委員 あと基本的な問題については大
臣に問うわけですが、相当な金を使って三千世帯
の漁業補償をやって、五百八十戸の農家を導入す
る、そして米をつくったけれども、その米は生産
制限をするというふうな状態でも、この八郎潟の干
拓というものは、一体モデル地区としてやったの
か、米が欲しくてやったのか、この選択はどっち
も失敗じゃないか。モデル地区としてやったにし
ても、これだけのモデルをもつてやれる地区とい
うのは、もう日本にはほかにはないでしょう。仮に
それが成功したとしても、あれと同じようなこと
はできない、こういう状態ですね。あるいはまた、
米を生産をする、そういう米が余るという状態の
中で、これもまたおかしなことになる。だから、
いま魚の問題であれだけわが国とソ連との間でい
ろいろ問題が起きておるときに、その漁業という
ものがもし仮にあの部分だけあったとするなら
ば、それはむしろその方が効果があったんじゃない
かと思われるくらいに、この事業に対する問題
が問われるようなことになっておるのじゃない
か、これはわれわれが考えることですけれども、
これはどうですか。

○森(繁)政府委員 御指摘のような問題につい
ては、私も決してそうは思っておらないわけでござ
います。ということは、この事業によりまして
一万七千ヘクタールの土地が造成されたというこ
と、それからその中で中央干拓地での入植が行わ
れたというふうに分けて考えますと、まず八郎潟

の干拓に伴う成果といたしまして、周辺地域に相当面積の良好な農地が造成された。これは関係十何カ町村に及ぶと思いますが、この水源によりまして、たとえて申しますと、あの男鹿半島の砂丘地帯の八竜という地区でこの用水を利用して非常に近代化された畑作事業が行われて、すでにプリンスメロン等、秋田県でも珍しい産地が誕生をいたしております。それはともかくといたしまして、周辺の干ばつの被害が軽減されて、浸水被害がなくなった。そういうことで、全体を見ますと、中央、周辺合わせまして百億円を上回る生産を上げるということで、関係大潟村だけでなしに全体として相当な成果を上げておるといことが第一点でございます。

それから、ちょっと数字的には私もまだ把握はいたしておりませんし、漁業権は補償されておりますからいろいろ問題はあらうと思ひますけれども、あそこできまして池を使ひましてすでに相当養殖が行われておりました。実はこの取り扱ひをどういうふうにしていくかということが相当問題になっておるわけでございます。私の申したいことは、前の生産といまの生産との価値関係がどのくらいに違つておるか、そこで、まだ私いま手元に数字は持っておりませんけれども、漁業がすべてなくなったというわけではないということとを申し上げたいわけでございます。

それからもう一つ、中央の当面の五百八十戸の問題でございますが、確かに多額のお金が投下されましたけれども、十五ヘクタールの田畑複合経営といふことは、米の生産調整という問題が契機になったことは事実でございますが、あそこ干拓の現在の、要するにだんだん土壌が熟化して行く、その過程での経営といたしましては、非常に労働のピークを崩したということ、それから土壌の熟化を進めていくという、要するに土壌を干し上げながら米と小麦を回していく、そういう営農形態、それから実際にでき上がっております個々の農家の経営の成果、先ほど政務次官からも申し上げましたが、これらにつきましては、私も

決してむだな投資をしたわけではない。すぐに近郊のほかの農村地帯であつたわけがございとうふうには申し上げにくいと思ひますけれども、やはり日本でもあつたかと思ひます。うことは言えるのではないだろうかと思ひます。ただ問題は、あそこのでき上がった後のいろいろ社会的な村づくりといふものが国費を投じてできだわりに、わりと言つたのはおかしいですけれども、一遍にあつた施設ができた後の社会的な秩序なり、集团的な社会形成といふ問題については、これから各入植者のお互いの話し合いによりまして、そういう秩序といふものが期待をされておるわけでございますから、そういう問題については確かに問題はあると思ひますけれども、いまる述べました点については私も評価をいたひ、こういうふうな考へておるわけでありま

○竹内(猛)委員 農林省として、それは失敗だなどということは口が腐つたて言えるはずがない。そういう理屈は成り立つかもしれないけれども、はたから見れば、やはり八郎潟の干拓をやる、またその他の干拓をやつて米づくりをやる、近代的な営農形態であつてもいいやうに思ひます。この干拓の生産性の高い近代的なそれをやつていくんだというところで出たんだ。ところが今度は、後から質問するけれども、あつちこちの開拓地はそういうわけにいかないでしよう。だからそういうことから言へば、いろいろ話は聞くけれども、それはやはり挫折をしていくことは事実なんだ。だから、それは全然無過失であつたなんて私は言つては行かないで、そういうことではやはり農政に一貫性が欠けていたんではないかといふことを言ひたいわけ

す。これはいいです。そこで、先ほど岡田委員から話があつて、残務処理の問題について、債権債務といふのが農用地開発公団に移される。それからその他の残事業、事業は秋田県がやることになるだらうと思ひますが、その場合に、百八十八億の金を処理するためには労働強化になるのではないか。役員は一人ふえ

るようなことになっておるけれども、職員はふえる計画はないわけでしょう。先ほど岡田委員の質問に対しては、ないと言われたが、この点はどうですか。

○森(整)政府委員 結局、債権債務の管理業務といふことに相なるわけでございますが、先ほど私が申し上げましたように、人事の面でいろいろ配慮をするといふことと、定数の問題についても、当初所要の人員をどの程度確保するか、まだ数字は決めておりませんが、そういう業務体制が、執行体制がとれるという措置は当然考へたいといふふうに思つております。当初相当いろいろ事務が出てまいりと思ひますが、それが軌道に乗ればまた平準化されていくといふふうに考へておりますので、それに対応した定員の措置も考へてまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 これは農地開発機械公団を解散するとき、農用地開発公団の法案をつくるるとき、いづれも附帯決議の中に、物をつくるというのと、あるいはそういう器をこしらへるということとは非常に結構なことだが、その中に働く人間といふものを大事にする、こういうことが必要だといふことをわれわれは常に言つてきた、訴えてきた。この場合でも、仕事の量といふものは明らかになつてゐる。そこでそれをやるために、従来の農用地開発公団の職員をふやさないといふことではなくて、いま言うように、それではいつごろから、仕事は明確なんだから、何人ぐらいを考へてゐるのか、その予算的な裏づけはどう考へてゐるのか、こういう点についてもう一歩突っ込んだ答弁がないものか……

○森(整)政府委員 まだ正確に数字を申し上げる段階でございせんが、若干名といふふうに人数は考へておるわけでございます。それから、それに伴ふ必要な予算につきましては、事業団の予算の認可に当たりまして、その点は十分配慮をいたすつもりでございます。

○竹内(猛)委員 続いて、公団の仕事と関連をしまして、これは後で大臣並びに理事長に、展望の問題については詳しくいろいろ質疑をしたいわけですが、事務的に考へた場合に、国営土地改良、これが十地区ある。そのうちの三つの河北潟あるいは中海あるいは笠岡湾、こういうものがこれからは公団の対象になるうとしておりますが、その他の七地区といふのはどういふふうに考へてゐるのか、これは従来のとおりに行つてゐるのか、これはどうですか。

○森(整)政府委員 十地区と言ひますのは、恐らく国営の干拓事業の現在の十地区だと思ひますが、いろいろ問題のある地域もございます。たとへて申しますと高浜入あるいは羊角湾、具体的に挙げますとこういう地区もあるわけでございます。その他の地区につきましては、例の福島もございまして。そういうことでございまして、実際に問題にする地区は、あと、実は着工の予算はつけまして、逆に問題になつております長崎南部は一応酪農の計画を持つておるところでございまして。ただ、これにつきましてはまだ着工を現実にするかどうかといふことは、現在、漁業補償の問題に絡みまして、実は難航をいたしておるわけでございます。

それからその他の地区につきましても、なお排水工事を施行しない、こういう今後のこの公団の事業に向くような事業がちょっと不可能ではないかといふ地区などございまして、ただいまのところ、一応三地区、その中では河北潟が一番先に現実化してくるのではないか、こういうふうに考へておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 とすると、河北潟一千百十ヘクタール、進捗率六六%、それから中海が二百七十ヘクタールで五五%の進捗率、笠岡湾が九百四十で七〇%という形になつてゐるのだけれども、これが対象になる、その中で河北潟と、こういう話ですか。

○森(整)政府委員 当面はそういうふうに考へておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 そうすると、あとの七地区です。高浜入、ああいところはおちよつと言葉に出さない方がよいとはいかもしれない。あの辺は余りやろ方がいいですね。そこで、なお進んでいるところがあるわけですね。そういうところはどうします。そこは選別をするわけですか。

○森(整)政府委員 これは今後の計画を煮詰めていく段階で、いろいろその地域の社会的経済的な条件が整ってあるという判断ができますれば、それに応じてこの事業を導入していく。また恐らく、もし畜産関係の計画を持つ場合には、これが非常に有利な事業だと私も考えておるわけですね。ですから、当然私もそういう体制で臨んでくるだろうというふうに思っています。

○竹内(猛)委員 またもう一つあらかじめ事務的な答弁をもらいたいわけですが、六十年展望によると、農用地というものを四十八年から六十年までの間に七十万ヘクタールふやす、こういうことがある。そして、また一方では、市街地や、そういうところでもふれるところがある。そして差し引き十六万ヘクタールぐらいふえていくだろう、こういう計画があるけれども、この問題はいま一体どこでどういうぐあいに行われて、どのぐあいの進捗率になっているのか、これはどうですか。

○森(整)政府委員 六十年見通しで農用地造成八十六万ヘクタールということですが、とりあえず土地改良長期計画の五十七年までの計画では農用地七十万ヘクタールということに相なっているわけですね。そこで、土地改良長期計画のベースで農用地造成の実績を申し上げますと、四十八年度から五十二年度、五十年で五千七百億円の事業費によりまして約十四万ヘクタールという農用地が造成されるというふうに見込んでおるわけですね。金額で言いますと計画

の約四一%、面積で申しますと約二〇%ということになります。これは御承知のように、四十九、五十年のいろいろな公共事業の抑制、工事費の増高という問題が絡んで、またそれ以後の単価工事費のアップという問題が絡んでこういう結果に相なっているわけですね。ですから、目標の前半にいたしますと、面積ベースとしては二〇というところになりますから、非常に実質の面積としては計画とは乖離をした実績になっておるといふことは事実でございます。

○竹内(猛)委員 もう一つ、畜産の方の牧野を造成するという計画がある。この牧野造成というものは四十万ヘクタール、これは一体どの程度に進んでいるのか、どこでそれはやられておるのか。

○大場政府委員 四十八年を初めていたしまして五十七年まで四十万ヘクタールという目標でありましたが、現在までの進捗率は五十二年度を含めまして二%弱、こういった状況であります。

○竹内(猛)委員 どういう主体で行われているというところでやっておられるのかというところですが、四十万ヘクタールの内訳、きつちりしたものはないにいたして、おおよその見当で申し上げますと、大体、公団関係で二割強、それから国営あるいは県営クラスが一割、残りが団体営、こういうふうな分布で見ております。

○森(整)政府委員 対象地域といたしましては、公団が主として、御存じのように林野率の多いような未利用資源の多い地域で、そこに大規模経営を創設する、国営系がやや奥山の公共育成牧場を中心にして、それから団体営が、御存じでしょうが里山開発、大体こんなような形で進んでおります。

○竹内(猛)委員 なぜこういうことを聞かかといふと、農地開発機械公団から農用地開発公団に移った中で、まだ公団の中に未処理の職員がおります。それはその資料の中にもありますけれども、関西あるいは九州に二十人ないし五十人という者が残されている、こういう人々の処理と、それから仕事をどういうふうに行うに保障していくかということについて農林省の方の考え方を聞きたい。

○森(整)政府委員 御指摘の事務所は、石炭の開発事業を除く西部事務所と九州事務所の福岡事業部であるかと思いますが、これはもっぱら受託業務だけを行っている組織でございます。これにつきましては逐次縮小しまして、その職員を公団の他の組織に配置がえしていく考えで進めていきたいと思っております。

○竹内(猛)委員 関西と九州にまだその職員が残されている、これに対して新しい仕事を保障していく、こういう話です。現場の方の声は、国家公務員及び準国家公務員は、それぞれ一つの運命かもしれないが、移転、転任、こういうことがよく行われる、そのたびに子供の学校教育、こういう問題あるいは自分の住宅が定まらない、それぞれ非常に生活が不安定ということであるわけだから、できるだけどんな変化をしないようにしてほしいという希望もある。そのためには、何としてもやはり仕事に対する一貫性というものがなければならぬのじゃないか、ときどき思いついたようにあつちの仕事もこつちの仕事も手を出す、こういうことではなくて、食糧の長期見通しというものがあつたらば、それに沿って干拓なりあるいは草地造成なり土地利用なりというものをひとつの機関でしっかりとやって、そこに人間を定着させていくというふうな考え方というものはできないものか、これも政治的なものになるけれども、まず事務的な形でもひとつ答弁をしたいと思います。

○森(整)政府委員 公団の事業というのは、これはいま御指摘のように、一方向にというのは反対なんですけれども、非常に遠いところがございます。北は北海道から、今度は天北、それから沖繩、そういうことで、むしろ僻遠の地に草地造成の可能性があるし、また、そういうところを大いにやっていくためにはいけない、こういう問題があるわけですね。そこで、人を中心に物を考えるというわけにはなかなかまいらないわけですね。ですから、考え方としては建設関係の特殊法人というところがございますので、いろいろ現場の、特殊現場手当てとか特勤勤務手当てという手当の支給の問題でございますとか宿舎の貸与の問題等、生活上の配慮を払っておるということでございますが、特に僻遠の地に勤務される方々には、余り長くないというところが一つの配慮でございます。これはいかというふうに考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 職員の管理問題につきましては非常にむずかしい問題をばらんでおる法人であることには間違いないと思います。その点につきましてはやはりそれなりの処遇をして差し上げなければならぬわけでございますが、常に現在の他法人の例というのが基準になるわけですね。しかし、その特殊性を強調しながら、その配慮につきましては十分われわれも応援をしたいと思います、こういうふうに考える次第でございます。

○竹内(猛)委員 職員の問題等のことについては、やはり事業と人の配置の問題についてあるいはやむを得ないものがあるかもしれないが、これについてもできるだけこれは配慮をしてもらいたい。

私は、この公団の見通しとか、職員の配置とか、あるいはいよいよ天下り問題等については、

いずれ大臣が来たり理事長が来てから質問します
が、もう一点だけ事務的な質問をしておきます。
公団の事業と国営事業とのメリット、デメリット
というものはどういふふうに理解をしたらいい
か。

○森(整)政府委員 公団の事業というのは、先ほ
どもどなたかの御質問にお答えいたしましたけれ
ども、私どもは、農業基盤整備事業の中で一番工
期が約束どおり実行されておる唯一の事業で、お
くれておる方からは早くしろということと逆に怒
られるかもしれないが、そういうことで、これ
はやはりそういう執行体制になっておりますし、
ことに、後でいろいろ異論もあるかもしれませんが
けれども、管理費がそもそも最終的には農民負担
になっている、そういう面も持っておるわけでござ
います。非常に財投資金を借りながら事業を
やっています、非常に面も持っておるわけでござ
います。そういう意味からしても、また私どもも公
団事業については重点的に予算の配分をいたして
おるつもりでございまして、ともかく非常に工期
が早い。それがほかのデメリットを償って余りが
あるということではないか。

それからもう一つは、公団事業をやるといふこ
とによりましてまた県が負担をしていただけたと
いうことが、農民負担の逆に軽減になっていく、
こういうメリットも副次的に出てきているという
ように私どもは考えているわけでございします。

○竹内(整)委員 ひとまずこれで終わります。

○金子委員 長 吉浦忠治君。

○吉浦委員 私、農用地開発公団法の一部を改
正する法律案について、特に八郎潟干拓について
お尋ねをいたしたいと思ひます。

日本最大の干拓地と言われている八郎潟村で
はございしますが、八郎潟の干拓は最新の技術と長
い年月を要し、多くの人々の努力によって築き上
げられました現代のピラミッドでもあると言われ
るぐらい、実に豊かな大地ができたわけでござい

ます。歴史を申し上げれば、古い時代のものでござ
いしますが、安政年間からその規模はあつたよう
でございしますが、特にその必要は、終戦後
の極度の食糧不足から食糧増産が改めて国の重要
政策となり、土地改良や開拓事業が急務とされる
ようになってからだろうと思ひます。いわゆる八
郎潟の干拓事業は、一言にして言へば、一千億円
にも達するほどの膨大な資金と、ヘドロと言われ
る超軟弱地盤との戦いの歴史であつたと思ひま
す。この数多くの障害を乗り越えて、いまの言葉
で言うところの「農業」を夢見る、そういう形
で形成されたわけでありますが、この八郎潟の
干拓は当初食糧増産、特に米の増産を目的として
始められたわけでございします。その後食糧の需給
安定、さらに米の過剰生産というふうなことから
農業情勢が変化して、その意義は、食糧増産から
、日本の農業及び農村のあるべき姿、すなわち
モデル農村をつくることに変わってきたように変
えられるわけであります。

そこで私は、この中央干拓のいままでの経緯
と、特に第四次入植者までは水稲単作としての五
ヘクタール、七・五ヘクタール、十ヘクタールの
選択というのがございしました。四十四年になる
という開田抑制というふうなことで、四十五年、
米の生産調整によって入植も一時中止のやむなき
に至つたわけであります。四十七年、事業団理事
長の田畑複合経営の提案がなされ、四十八年、農
林省において同基本計画の変更がされて、現在
行われておりますように一律十五ヘクタール配分
として、半々の経営に移ってきたわけでありま
す。

ところで、干拓地は水稲適地と私は考えており
ますが、八郎潟中央干拓地では入植者は田畑複合
経営を行うことになっている関係で、入植者の経
営安定は畑作営農にかかっていると考へます。現
在まだ不作付地等も多いようございしますが、干
拓地における畑作営農というのは本当に大丈夫な
のかどうかということをお答えを願ひたいと思
ひます。

○森(整)政府委員 これは畑作営農が大丈夫かと
いうことよりも、やはり田畑の複合経営がいま一
番適しているのではないかと、こういう意味でお答
えをしたいと思います。やはりヘドロが熱化
していく過程を経る場合に、逆にやはり乾燥させ
た方がよろしいという意味がもう一つございま
す。それから努力の問題から申しましても、経営
として一時期にいかん機械化を行つていたしまし
ても、田植なり収穫の時期に非常に集中してピ
ークが出てくる、こういう問題があるわけでござ
います。そういう種々の事情を考えた場合に、確
かに畑作転換という開田抑制といふか、そ
ういふ政策が出て、関係の入植者は非常にいろ
んなイバラの道を歩んできたわけでございしま
すけれども、結果的に落ちついたいまの経営方式とい
うのは、経営としては非常にいいのではないかと
。ちなみに申しますれば、米ではもう先生御承知
のとおり全国平均を常に相当上回つておるとい
うことでございします。あそこ貯水池がむしろ温
水ため池の効果を果たして、昨年の冷害に對して
逆に相当な収量を上げたという実績もある。それ
から小麦につきましても、全国平均並みの収量が
できて、労働時間にもしますと非常に短縮された成
果が上がつておるといふことでございします。

そこで、むしろ小麦以外に――小麦中心で考へ
ておりますけれども、大豆、野菜等につきましても、
これはむしろ大量につくるよりも、いろいろな
な作物が農民の手で、試作をされておる、その中
からいろいろ淘汰をされていくというふうに見て
おりますけれども、問題は、それに対するわれわ
れの指導の問題といたしましては、御承知のよう
に事業団が実験農場を設けて試験を実施いたしま
した。今後それを県の試験場の支所が引き継いで
まいる、それから普及所もあそこにつくる、そう
いうことで今後営農指導の面にもいろいろ気を配
つてまいるということをお考へしておるわけでござ
いますので、現在までにやられております成果につ
きましては、いろいろ試験場の御努力もございま
して、一応この経営の形ではないかと思ひます。

うかというふうにならねばならぬと思ひます。

○吉浦委員 局長の方からのいまの御指摘では、
畑作の方の条件整備等が十分行われなければなら
ないのではないかと私は考へております。いわゆ
る大規模な畑作経営の技術的な対応、または土壌
が酸性の土壌のようですから、これに対する矯正
方法、あるいは排水不良の改良等、かなり条件整
備が必要ではないかとこのように考へております
が、この点はどういふふうにお考へか、お答え願ひ
たいと思ひます。

○森(整)政府委員 これは先生御指摘のように、
八郎潟でも排水の特に悪いところもございします。
あれだけの広大な面積でございしますから、圃場
によりましていろいろ違いがございしますが、一般
的に申しまして、当然排水事情が悪いといふことは
言えると思ひます。そこで、現在やっております
ように、先生ごらんになったと思ひますが、やは
り明渠をしながら排水をしていく。あそこでは
いる畑作で問題になっておりますのは、酸性の問
題と排水の問題、あと塩害の問題が若干ございま
すが、この三つにしばられるといふふうにして
おるわけで、その基本的な条件を整備するのはや
はり排水ではないかと思ひます。排水については
ですが、まだ相当下の方は乾いておるわけではござ
いません。ですから、地下水位の低下と土壌の乾
燥の強化を圖っていく、これは絶対今後の基盤整
備上の大きな問題として考へていかなければなら
ないといふふうに私どもも考へておる次第でござ
います。

○吉浦委員 畑作の将来展望について、くだい
うですがお尋ねします。

将来の稲作期待から、恐らく入植者の方々は、
畑作用の機械とか、あるいはいろいろな施設等の
必要投資というものは意識的に余り気が進まない
のじゃないかといふふうにお考へるわけですが、入
植者のお一人、お一人に何ったわけじゃないけれ
ども、私の感じであります。その場合に、不作付地
等がかなりの広さに残っているわけでありまして、

一千二百十五ヘクタールもあるわけですが、これはそういふ点から起こっている問題なのかどうなのか、その不作付地等が多過ぎはしないかという疑問を私は持っておりますが、この点についてお答えを願いたい。

○森（整）政府委員 この点につきましては、あそここの畑作といひましてもやはり小麦が中心に現実になつておるわけでございます。この点につきましては、米麦で共用の機械が使えるという利点と申しますか、そういう点が中心になつて考えられておると思ひます。

機械化体系といひましては、大豆についても一応試験の結果は出ておりますが、それにいたしましても、米と小麦の輪作といひますか、そういう形が中心になつております。結局、小麦につきましても、五十年、五十二年、今度の五十二年といふことで、五十年の成果が出ましても、五十二年は倍にふえてきている、逆に申しましても、不作付地が減つてきているといふことでございまして、確かに小麦その他の問題につきましても、いろいろな不安はあつたと思ひますが、すでに立証をされておるわけでございますので、今後不作付地は逐次解消されていく、また、ほかの野菜等は、余り大きな面積をつくりましても市場価格の暴落を来たすといふ問題がございますから、需給を見ながらそれぞれがそれぞれの作付体系を組んでいくといふことが一番妥当なんではないだろうか、こういうふうになつておるわけでございます。

○吉浦委員 営農の安定には労力の配分が適切に行われる必要があると思ひます。畑作を導入した場合に水稲とその労力は競合しないかどうか、第二番目にお答えを願ひたいと思ひます。

○森（整）政府委員 あそここの作付期間と作業の時期を見てもいいますと、水稲の移植期が五月でございまして、収穫が九月の末から十月の末までという形になつておりますが、小麦の方は九月の中下旬から播種をいたしまして、収穫が七月といふこととでございます。そういうことで、結局労力的に

は、小麦と水稲は別々の圃場に作付が行われるわけでございますが、むしろ労力の平準化には役立つておる。それから、大豆、カボチャ、キャベツといふのが実際に稼いでおるわけでございますが、これも当然労力のピークを外しながらの作付といふことで一応ローテーションが組まれておるとわれわれは見えておるわけでございます。

○吉浦委員 今後入植者は年々負担金を払つていくわけですが、その額はどの程度になりますか。また、現在の経営状態から見ても、負担金の償還には無理はないかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○森（整）政府委員 入植者の入植の順次によりまして、五次入植が一番負担金がかかるということになるわけでございますが、その高い方の第五次の入植者のピーク時の年間支払い額が、これはピーク時で約二年度程度でございますが、五百九十九万程度であらう。しかし、その二年間を除けば、年間支払い額が五百万円を超えらるという場合は、二年度間にわたる支払い期間中わずか二年度だけで、その他の期間は大抵四百八十万円といふふうな試算が出ております。したがって、逆に申しますと、一次から四次までの入植者の年間支払い額は、おおむね三百七十万円をそれぞれ下回る額といふことに相なつておるわけでございます。一応五次入植を考へてみましても、入植者の五十一年度の標準的な麦作導入農家の推定粗収入は千五百万円といふことで、経営費を引きまして差し引き所得が約九百九十九万程度と見込まれておるわけでございます。これから償還金を払つていくといふことで、一応負担金の償還につきましても十分可能でありまして、問題はないのではないだろうかといふふうに考へておるわけでございます。

○吉浦委員 入植者の経営の収入等から見ますと、負担金あるいは賦課金の返済というものは困難ではなからうといふふうに私も思ひますけれども、中に入つていらいしやる方は、同一種類の方、種類といふとおかしいのですが、能力から、あるいは体力から大體すぐれた方がお入りになつ

ているのでしようけれども、それぞれの体力差なり能力差なりというものはだんだんと出てくるのではないかとおもうに思ひます。そういうことではないと申します、非常に能力のすぐれた方と、一生懸命がんばつてもできない方もいらっしゃるでしようし、そうなるとう一面的には収入の面も計算ができないのではないかと。また中には機械等の過剰投資のために、現代のような時代でありましてもかなりお困りの方がいらっしゃるのではないかと。この点はどうか感じを私は持つておりますけれども、この点はどうかいふふうにとらえていらつしやるかお答えを願ひたい。

○森（整）政府委員 確かに先生御指摘のとおりでございます。私、標準といふことでいま申し上げましたけれども、もちろん例の砂地盤といふ話もありますし、圃場条件が他に比べて悪いといふ方もありますし、あるいは個々の農家の営農技術といふものも相当差がある。また営農への取り組み、強いて言へば意欲といひますか、そういうような問題もあるかと思ひます。したがって、今度は条件がよくない、抽象的に申し上げまして収量が低くて経営としては劣るという農家の経営収支といふのをやつてみたわけでございます。たとへて言いますと、十アール当たり入植者平均が五十一年度で五百八十八キロでございます。相当高いのですけれども、それを四百八十キログラムといふことで押さえて、小麦は平均が二百五十一キロでございますが、全部で二百キロしかとらない、そういう農家の計算をしてみますと、粗収入が五十一年度の価額で千三百二十万円になります。経営費が六百二十万円としまして、償還金二百万円を差し引いた所得は五百万円になるといふことでございまして、そういうことで一応全国の平均農家の家計費が二百六十五万円といふことになつておるわけですから、こういう極端、ある意味では私も極端な経営試算だと思ひますけれども、しかしそれでも別に問題はないのではないだろうかといふふうに思つておるわけでありま。

○吉浦委員 田畑の複合経営は端緒にいたばかりであります。今後とも濃密な指導が必要であると思ひます。いよいよ事業団が解散をされるわけですが、解散後の営農指導はどういうふうに進めていかれるお考えをお尋ねをいたしたい。

○森（整）政府委員 従来は国が事業団に営農の指導を委託してきたといふことでございまして、今後は一般の農業改良普及制度の対象といふふうな考へてまいりたいといふことでございまして、この方針のもとに、従来事業団では秋田県の農業組織との人事交流を行つてきておりました、五十二年度から秋田県が大潟村に昭和農業改良普及所大潟支所を設置するといふことで所要の人員を確保する措置をとつておるところでございまして、それから二番目に、事業団が実施してまいりました営農試験地がございまして、それは県の農業試験場の大潟支場といたしまして、国も助成の予算措置を講じておりますが、畑作営農技術に関する実証展示、調査試験等を継続して実施できるような体制をとるというところで、現在試験業務を開始いたしております。それから三番目に、畑作安定特別対策事業といふのがございまして、主として干拓跡地を対象に畑作の展示を設置するといふ事業の予算を組んでおりますが、国の予算の半分はここに充当するといふことで、今後畑作の営農指導には万全を期してまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○吉浦委員 時間がない中を私は大潟村をつぶさに調べてまいつたわけでございますが、いろいろな観点から調査をした中で、数多くの疑問を持つておるわけでございます。その一つに、秋田県への移管にこれからはなつていくわけですが、いままでは一つの事業団の中で、過保護と言ふ言葉が適当かどうかわかりませんが、過保護的な存在で、入植者の方も比較的恵まれた条件だつたと思ひます。これからの営農指導といふのは資金面でも壁にぶつかるといふふうし、人間的な関係でもかなり問題が起こつてくるのではないかと。いふに私は感じております。あの中での年齢層、細

かく調べたわけじゃございませんけれども、入植者の方々の平均年齢が三十六、七歳ではないかというふうに思います。村長さんにもお会いいたしました、いわゆる人間関係、いま一番大事な点は、農村における人づくりだと私は思っております。そういう関係からいいますと、平均三十六、七歳の方々がばかりで、頼れる人というのは、いままでの事業団が解散されますと、そういう面における空白がでやしないか。理事長さんにもお会いいたしました、私は根っからの大潟村をかわいがられるような理事長さんの姿に接して本当は温かいものを感じておりますけれども、これからの経営というのに対しての秋田県の対処の仕方なり、また設備がすぐれたところであるがゆえに、比較的風当たりが強いであろう、そういう面で人間関係がどういうふうに展開していくのか、営業指導等を含めて、もう一度局長、お答え願いたいと思います。

○森(整)政府委員 大潟村は昨年みずからの手で村長なり村議会を選びまして、名実ともに本格的な地方公共団体として発足したわけでございます。したがって、今後の村づくりというのは村の当局の指導のもとに、村民全体の中で自分の手をつくっていくことが基本であるというふうに考えておるわけでございます。先生御指摘の問題は、私どもも痛切に感じておる問題でございます。しかし何と云いますか、人なり人間関係というのは金でできない問題でございます。これが大潟村の最後の問題ではなからうかと私も思っております。今後いろいろの指導のもとに事業を進めてまいらるわけでございますから、そういう点につきましては県との連絡を密にして、私どももよく県にそういうお話をしておるわけでございます。また土地改良等も今後団体管等が起されてくる場合にも、そういう目でもう一回、われわれとしても指導してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○吉浦委員 私は大潟村を訪ねたときに一番最初に注目をいたしたのは、いわゆる中心になられる方々の態度でありました。農村にいま意欲がないとか喜びがないとか未来が非常に閉ざされているというふうなことを言われておりますけれども、村長さんなり理事長さんなりあるいは入植者の方々等にお会いしたときに、かなり私はほっとした感じを持つていたわけなんです。

私も長いことそういう人づくりに携わってきたわけですが、そういうことから見て、同じ条件で、同じような環境で、人様でなければ、人間を育ててまいりますというところ、どこに欠陥があるかと申しますと、一卵性双生児の場合に、東大の付属高校等で実験をいたしておりますが、全く知能もあらゆる面も同じように生まれたお子さんでも、比較的設備は恵まれておりませんけれども母親というものの愛情がたつぷりのところで育てたお子さんと、本来ならば知能が同じように進まなければならぬ子供さんでも、設備がよくて冷暖房つきのような環境のいいところで、機械的に食事を与え、機械的な育て方をしたお子さんとは、やがては知能の差が明確にあらわれてくるわけでございます。これは、教育というものの、あるいは人づくりというものの愛情というものが注がれなければ明確に大きな差を来すわけです。

私も教育の現場に二十数年おりましたが、あらゆる実験を、実験と言っては人様でありますから失礼な言葉であります、最もいま農村に欠けているのは、人の真心という愛情というものが欠如してはいないか。環境ができ、あらゆる条件が整備されたのが大潟村だと思いますが、これから問題は、中心になられる、そのリーダーたる人物の養成というものは、農林省では余りお考えではないのじゃないかというふうに、私は強く感じておるものですが、もう一度局長お答え願いたい。

○森(整)政府委員 先生御指摘の問題は、私ども痛いほど感じておるわけでございます。一人一人につきましては非常にりっぱな方々の集まりだと私も考えておるわけでございます。それゆえに、村づくり、全体の協調、そういう問題がなか

ないかというところ、あえて申しますと、うまくいかないという面もあるように思います。しかし、やはりこういう人間社会というものは、どの村で見ましてもやはりいろいろな伝統といろいろなものと、そういう中に形成されてくるものではないだろうかというふうに考えておるわけでございます。これは私もリーダーをつくるというものは、かえってしない方がよろしい、むしろその中から、お互いの話し合いの中で今後の新しい本当の自治体が生まれてくるのではないだろうか、私どもはそういうふうに見ておるわけでございます。

これ以上やることになると、官制ということに相なります。官制の結果がどうなるかというところ、これはうまくいくはずはないわけでございます。そして、やはり今後のお互いの話し合い、本当に村をよくしていくぞ、そういう協調の精神がなるべく早くまとまってくるというのを私は期待するはかなからうというふうに考えておるわけでございます。

○吉浦委員 和田さんという理事長さんにお会いをいたしました。私は、個人的なことをこういいますが、非常に入植者の方々からの信頼も厚いことを受け取りました。大体天下りとかいろいろのことを言われているわけでありまして、後で同僚の方々から御指摘があらうかと思いますが、いい面の天下りにはあつていいわけでありまして、ただ、人物理的にそれは多数の適任者がおられるとは言えないかもしれません、農林省のりっぱな役人の方々ですから、私はそれを期待して申し上げておるわけですが、いまの人づくりの点で、やはりつながらざるものはつながらないものでないか、何らかの形で存続できるものはやつてもいいのではないかと云うふうな、モデル農村というふうな名称に変わってきている現在、何をモデルになさるのか、何を中心にモデル農村としての誇りを持たれるのか、あつちもこつちもだめだ、稲作でも麦の方でも困難だ、あるいはその

ほかのことでも問題があるというふうなときに、それを乗り越えるのはやはり人づくりで克服できるのではないかと云うふうには私は強く感じているものでありますので、もう一度局長お答え願いたい。

○森(整)政府委員 私ども、先ほど申し上げましたように農村の人づくりということについては非常に関心は持っております。お聞きいたしますけれども、何をモデルというふうな考えておるかということになれば、結局あれだけの大規模な圃場を機械力を駆使してむしろ田畑経営をやっておるということ、それから、特に申し上げたいのは、ある現象をつかまえてこれがモデルだということに私どもは考えたくないと思つておるわけでございます。やはりいろいろな苦勞をしながらあそこまでできたわけでございます。それににつきましての事業団の協力というのは理事長以下いろいろ御苦勞があつたわけでございますけれども、今後は、そこはまさに自治体が誕生したのだから、村当局が中心になって、さらによりよい経営の発展をお互いに話し合つてやっていくべきではないだろうかというところを考えたというふうに思つておるわけでございます。

○吉浦委員 しっかり取り組んでください。時間がありませんので次へ移りますが、大潟村の土地は大体全部が水面よりも下にあることからしますと、堤防、それから水門、ポンプ等の管理は、村民の生命財産の保全のためやるがせにするこのできない大事なものであります。その管理には特段の配慮を払うべきであるというふうに考えますが、この点いかがでございますでしょうか。

○森(整)政府委員 これも土地改良の事業によつて造成されたものでございますから、土地改良法のたてまえによることになっておるわけでございます。しかしながら、非常に基幹的な土地改良施設、防潮水門でございますとか、あのりっぱな排水機場でございますとか、それから幹線排水路、これは基本的な大潟村の生命線というべき性格のものでございますので、これは特に秋田県知事と

のお話し合いもございまして、強力に大蔵省に要請をいたしまして、特例的な措置をいたしまして、特別例外措置ということで、補助率五割ということで、秋田県に委託をして管理をお願いするということが決定をいたしました。たしか七千数百万円の手算を計上をいたしておるわけでございます。

それから、干拓堤防につきましては、これは公有水面埋立法によります埋め立て条件によりまして、その帰属は秋田県ということで、河川管理者である秋田県知事が管理するというにいたしておるわけでございます。

○吉浦委員 続いて二点だけお尋ねをいたしたいと思ひます。

堤防は半永久的に沈下をしていくというふうには聞いておりますが、実情はどうなのか、いつごろその沈下が落ちつくのか、また沈下に対してどう対処をするのか、この点をまずお尋ねいたします。

第二番目に、堤防が沈下するのであれば、農地や農道等も沈下するという心配はないのかどうか。現地では心配がないというふうにおっしゃったけれども、堤防が沈下すれば、農地、農道だって沈下するんじゃないか。この点についてお答えを願ひたい。

○福澤政府委員 八郎潟の堤防の問題でございすけれども、軟弱地盤の上に築造いたしておりますので、築造いたしますと荷重がかかりますので沈下をいたします。圧密沈下と申しておりますけれども、そういう形で現在沈下しているのは事実でございます。これは盛り土の初期の段階で非常に沈下量が多くなりますけれども、だんだん年数がたつて沈下量は減少してまいっております。四十五年から四十七年にかけて第一期のかさ上げ工事をいたしました、この段階までに大体一メートルぐらい沈下をしたのでございます。今後この問題につきましては、ただいま申し上げましたように、年数を経るとともに沈下量が少なくなつておまして、五十一、二年ぐらいのいま

の段階では、もう毎年十センチ以下になるというようなことで、昭和六十、七十年代まではこれが数センチぐらいになっていくというふうな見方をしておるわけでございます。

なお、農地、道路の問題につきましては、農地も乾燥いたしますと収縮いたしますので、確かに沈下はしておりますが事実でございますが、四十七年度の調査では約三十センチぐらいのことでございまして、その後沈下量はほとんど減少しております。また道路につきましては、これは約八年ぐらいいかかって道路の基礎をつくり上げ、地盤が固まったところでその上に舗装をしていくというように、非常に年数をかけてやっております。農地、道路につきましては、いずれもこれは堤防ほどその荷重が重いものではございませんので、大体そのような慎重な対応の仕方によりまして、問題がないような状況になっておると思ひます。

○吉浦委員 堤防が沈下をしていけば、道路なり農道なり農地なりも沈下するのは当然だろうと私は思つております。大体豆腐の状態にたいにこいうふうな浮かんではいるわけですが、堤防が重たいところが沈んでくれば、そこだけが沈下をするのではなくて、同じこいうふうな浮いている豆腐であらうとも、一方が沈下した場合に、それに沿つて土地も下がっていくものでありますから、そういう点の対策も、今後県に移管をされ、事業が解散された場合に、何らかの予想がいまからされる問題でありますので、そういう対策について明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

○福澤政府委員 ただいま申し上げましたように、同じ軟弱地盤でございまして、その場所その場所によりまして沈下量も違いますし、荷重の状況も違つておるわけでございます。したがいまして、同一の沈下量に対して、同一の工法で、同じような対応策をとるといふことではなしに、その場所場所に応じまして、従来やつてまいりました対応策も局所的にみんな違う。盛り土の量にいたしましても対応の仕方は全部違つておるわけ

でございます。これらの実態を踏まえながら、私どもはその場所場所に応じまして、問題が起らないように今後も努めてまいりたいと思つております。

○吉浦委員 地元で砂地圃場の扱いが問題になっておりますが、その面積は一体どのぐらいあるのか、そこについてはどういう工事をなさつたのか、砂地圃場の扱いについてお尋ねをいたします。

○森(整)政府委員 御承知のように、砂地盤圃場と旧集落用地に砂を入れてしまつて、それを耕地にしたという場所があるわけでございますが、砂地盤が約百八十ヘクタール、旧集落用地の圃場が三百十ヘクタール、合わせて四百九十ヘクタールということになっておるわけでございます。これにつきましましては、先生御承知のように、一定の基準、耕土深十五センチにつき粘土含有量二〇％というところで客土を実施して圃場をつくつた。その後五十一年にさらに追加客土をし、旧集落予定地につきましましては反転客土をいろいろ実施して手直しをやつたという経過になっておるわけでございます。そういうことで、一応旧集落の用地なり砂地盤圃場につきましまして、全体で六億五千万の補修改修工事、それ以外の土地もございまして、そういうことで追加工事をいたしました。三月三十一日に一応工事完了をしたという経過に相なつておるわけでございます。

○吉浦委員 昨年砂地圃場において田植えをした場合に、土がコンクリートみたいにびたつと締まつてまいりまして、いわゆるいづき現象と申しますか、そういう問題があったと聞いております。ことは田植えが終わつてある時点で私は現地に参りましたけれども、どうであつたかをお尋ねをいたしたいと思ひます。

○森(整)政府委員 御指摘のように、昨年いづき現象というのがございまして、代かきをして田植えをする場合に、つめが入らないというふうな問題が出たわけでございます。昨年の十二月以降三万立米の客土を実施をしたということがござい

ます。ことは、昨年の経過にかんがみまして、代かき後できるだけ早く田植え作業をやる。置いておきますと締まるというふうな問題がございまして、そういう指導もいたしましたし、ことしの田植えの状況を見まして、田植え作業で特に困難は見られず、現実には田植え作業はすべて順調にいったというふうな聞いております。このようないつから、いづき現象についてはその心配はまづなかつたというふうな考えております。

○吉浦委員 中央干拓地については、事業団が解散すれば、秋田県が行政的なめんどうを見られることになるわけですが、今後の秋田県の対応はどのように考えていらっしゃるかを尋ねいたします。

○森(整)政府委員 一般の自治体として大潟村が成立したわけでございますから、県一の大潟村という線で今度行政が行われていくということでございます。

それから、具体的に営農面では、秋田県の農業試験場の大潟支場というのが事業団の試験場を引き継いでつくられる。それから普及所でございますが、昭和農業改良普及所の支所がございまして、それから八郎潟の基幹施設の管理事務所を設置する。先ほど秋田県が管理をするとして申し上げましたけれども、そういう施設がございまして、営農なりそれぞれの問題につきましまして秋田県中心に行政が考えられていくということでございます。

○吉浦委員 秋田県に管理が移されますと、将来にいろいろな問題が起ってくるのじゃないか。まず干拓施設のうちの基幹施設の施設でありますところの防潮水門、排水機場、幹線排水路あるいは干拓堤防、一級幹線道路あるいは五十二年度の管理費等で、半分は国からの補助が支出されるでしょうが、残額の費用の負担はどういうふうになるのか、まずお答えを願ひたいと思ひます。一億五千四百万円……

○森(整)政府委員 先ほど申しましたように基幹的な土地改良施設は県、干拓堤防については河川

管理者としての秋田県知事ということで管理が行われるわけですが、ただいまの防潮水門、排水機場、幹線排水路につきましては、一億七千六百万円の半額を国が負担するということで、これは当分の体制でいくということでございます。それから堤防なり道路なりにつきましてはそれぞれ道路法、河川法によりまして知事が管理していくということで、その管理の問題につきましてはそれぞれの関係省庁の予算措置をもって対応してまいり、こういうふうに考えております。

うな大型のプロジェクトを組むことができる適地があるかどうかということについて問題があるわけでございますけれども、しかしこれに準じた規模のものにつきましては、いま御指摘のございましたとおり、また御要望に沿ひまして積極的に進めたい、このように考えております。

○吉浦委員 終わります。

○金子委員長 神田厚君。

○神田委員 農用地開発公団法の一部を改正する法律案について御質問を申し上げます。

○吉浦委員 最後に政務次官にお尋ねをして終わらしていただきますが、農村に夢がなくなっている現在、八郎潟新農村建設事業はそういう意味ではきわめて大きな事業であつたと私は思います。したがって、これを八郎潟だけで終わらせるのではなくて、このような事業を今後とも積極的に進めていくべきであると考えます。また、食糧自給力の向上を図るためにもこれら干拓事業等の農業生産基盤の整備が基本であります。国としては、農村に希望を与え、農民が農業にいいしめるようにこれらの事業を積極的に推進すべきであるというふうに思いますが、国の考え方はどういうふうなふうに思っていますか、次官にお答え願います。

今回の改正の第一点は、農用地開発公団の業務範囲を広げて、農用地開発公団が国営干拓事業により造成されるべき干拓予定地において農畜産物の濃密生産団地を建設するために農用地等の造成及び農業用施設の新設などの事業について規定を整備すること、新たに国営干拓地において公団事業が行える道を開いたことでありまして、第二点には、八郎潟新農村建設事業団を解散して、その一切の権利及び義務を公団が受け継いで、土地の整備に係る費用の賦課徴収、施設等の譲渡対価の徴収などの業務を同公団ができるようにするという点であります。

○羽田政府委員 先ほど来、先生現場を御自分で御視察いただきまして、進んでおります現状について厳しい御指摘、あるいはこれからの問題につきましての前向きな御指摘をいただきましたことに對しましてはまずもお礼を申し上げます。

まず最初に、八郎潟の問題について御質問を申し上げたいと思います。八郎潟新農村建設事業団の解散に当たりまして、その残された業務について農用地開発公団がこれを受け継いだ、この基本的な理由につきまして御説明をいただきたいと思ひます。

いま先生からお話がありましたように、八郎潟の新農村建設事業は生産性の高い農業あるいは所得水準の高い農業というものを創設しようというところで模範的な新農村として建設したわけでございます。このことには幾つかの問題点はございますけれども、全体的に見たときには大変重要な意義があつたと、いま先生の御指摘のとおりにも感じておるわけでございます。今後このよ

○森(整)政府委員 これはいろいろな考え方があつたわけでございます。端的に申しますと、一般会計が引き継いだらいいか、あるいは土地改良の特別会計が引き継ぎますが、そういうものが引き継ぐか、それから秋田県が引き継いだらどうか、それからたまたま御提案申し上げております農用地開発公団が引き継いだらどうか、こういう整理のもとにその利害得失をいろいろ考えたわけでございます。

いろいろな問題点はございますが、要は、この八郎潟事業団には出資金が出資されておるわけ

でございます。それから資金運用部から金を借りておりまして、これが財投からの借り入れや条件が元金均等半年賦支払い、それから農家からの徴収は元利均等半年賦支払い、いずれも二十五年でございまして、財投からの借り入れの方はフラットで借りておりますから、大体実績の平均として七、七、農家からの徴収は六・五、五というわけで、その間の片一方農家からその他から金を徴収して財投に返すという仕事が残るわけでございます。そういう関係から、若干の問題はございますが、出資金の問題と、若干の問題はございますが、から、事業団と公団の違いはございますが、同一の性格を持った特殊法人である農用地開発公団に引き継がせるのが適当ではないかという最終判断に達したわけでございます。

けれども、それではその中で各種の処理事項、これからどういうふうにしてこれをやっていくかという問題、先ほどもちょっと触れられましたけれども、そういうふうな問題で多数の長期にわたる債権債務の処理、こういう問題がどのように行われるのか。あるいはその債権債務の内容というものは公団の方に受け継がれても、どのような形でそれは残されるのか、こういうふうな問題につきましてひとつ御質問を申し上げたいと思ひます。

○神田委員 そうしますと、主に出資金の回収と、かような事務的なことでやはり公団が引き継ぐのが一番いいという御判断に立ったというふうに私も理解していただきたいと思います。そうしますと、これは八郎潟の大潟村の農家の構造といたしまして、そういうものに、農用地開発公団が持つてくる畜産物などを主体としたものにだんだん将来これを變更していく、あるいは将来そういうふうな濃密畜産団地をそこにつくっていくというふうな考え方はその中に入っていないかというふうに理解してよろしうございませうか。

○森(整)政府委員 先生八郎潟の残りのG地区の問題の御指摘だと思いますが、また今後の八郎潟全体の問題と思ひますが、あとこへ畜産を導入するかどうかということにつきましては、従来の経過からこれは消極的な考え方であつたわけでございます。今後秋田県を中心に残りの土地の入植は行つてございまして、それについて別にすべて決めておるわけではございませんけれども、一応その問題は別の問題としてお考えいただきたいというふうに思ひます。

○神田委員 ただいま八郎潟事業団の解散、それを農用地開発公団が引き受けて運営していく、こういうふうなお答えをいただいたわけでありま

○神田委員 次に、施設等の管理の問題、これは先ほどほかの委員からも御質問がございましたけ

を入れてまいるというところでございます。それは、土壌の問題、労力の問題等々ございますが、例の

米の問題、要するに開田抑制の問題というのが契機になっていることは事実でございますが、そういう中で田畑複合経営が行われておる。すでに小麦につきましても全国平均の収量を上げておる。それから、労働時間につきましてもは相当な成果が上がっております。たしか四・八時間というところで、相当な成果が上がっております。今後は、その成果をいかに維持し、今後の農業の問題でございますが、大潟村に秋田県の実験場の新潟支所が事業団の試験地を引き継いで設立され、すでに試験、調査を始めておる。それから普及所でございますが、昭和農業改良普及所の支所が設立される。それからもう一つ、畑作安定特別対策事業という予算を組んでおりまして、その予算の半額は八郎潟に投入をするということで、いろいろ展示的な効果もねらった事業を考えておるというところで、国の援助と秋田県の指導のもとに今後の農業の指導が行われてまいるといふふうになっておるわけでございます。

○神田委員 最後にこの八郎潟の問題について政務次官に御質問を申し上げて、あとまた大臣の方に時間をいただいておりますので御質問をしたいと思ひます。

この八郎潟の問題につきましては、新農村のモデル事業というふうな形で華々しく事業が開始されました。しかし、遺憾ながら四十四年のいわゆる減反政策を初めとする農政の転換に当たりまして、その時点におきまして非常に入植農家に對していろいろの農業に対する気遣いを生じさせたというふうなことがあつたわけでありまして、こういうふうなことを考えまして、私もこの八郎潟の計画の計画ではあるいは一千戸を導入するとかいろいろあつたわけでありまして、そういうものはこれから先もきちんと計画的に推進されるべきであつて、したがひまして途中でいづゆる計画変更のようないふような形で進んでいただければ一番理想的ではなかつたかといふふうにかへる

わけでありまして、したがひまして、そういうことも踏まえて、これから先こういうふうな形でモデル建設事業につきましてもこの点を十分御留意いただくと同時に、こういう形で事業をさらにまたお考えになつていかうかお伺ひしたい。

○羽田政府委員 先ほど来御指摘がありましたように、私もそのとおりでございます。この八郎潟の事業といふものを推進していくに当たりましていろいろの問題を勉強したわけでございます。今後こういった事業を進めるに当たりましてはこのたの事業の推進といふものを十分参考にしながら進めてまいりたいと思ひます。

○神田委員 終わります。

○菅波委員長代理 津川武一君。

○津川委員 今度の法改正で具体的対象になる河

北潟について若干質問してみたいと思ひます。問題は、計画を民主的に入植する、関係する農民と協議してやるべきだといふことでございます。この点で言いますと、一九七三年の一斉地方選挙のときに、安倍農林大臣が地元の大潟青年部の講演に行きまして次のように話しておりました。この干拓地で米をつくらうという農民の要求の大きいことは承知している、これは単作地帯である、全部とは言えないが、そういう事情がありまして、幾らかは米作を認めなければならぬまいな、こういう発言をしております。

また、今度の農業計画を見ますと、基幹作物に野菜、これにはレンコンも入っている、畜産、こういうふうなことを決めております。配分の規模は、野菜では二・四ヘクタール程度、酪農では飼養頭数五十頭前後、戸当たり標準八・〇ヘクタール程度の面積を配分する。野菜についてはスイカ、キャベツを主体とする経営もある、またレンコンを主体とした経営もある。このような計画を立てておりますが、これらの計画は農業団体や関係する農民と具体的に相談、協議されているでしょうか。

安倍農林大臣の講演における講演内容、青年たちに対する答弁、どう考えているかお答え願ひます。

○森（警）政府委員 本件につきましては北陸農政局が県と協議し、関係市町村、たしか四カ町村だと思ひますが、四カ町村と協議中でございます。したがひまして、今後計画が正式にまとまるといふ手続を踏んでいくわけでございます。したがひまして、このたてまえをいましては県の申請に基づいてあくまで事業を行うという考え方でございまして、そういうことを含めまして現在干陸計画というのが検討をされておる段階でございます。

○津川委員 そこで、安倍農林大臣が、全部とまではいかないが米作も考えにやなるまいなという点、したがひましてこゝで米作をやらせる必要があると思ひますが、この点はどうか、もう一回お伺ひします。

次に、実際に入植する農民と配分を受ける反別や作目や農業の形について具体的に協議なさるのかどうか、この二点を答えていただきます。

○森（警）政府委員 開田の計画につきましては、従来から開田の問題についての要望がいろいろあることは承知はいたしておりますけれども、確かにあの地帯は全体がたんぼを中心に経営が行われておることは間違ひございませんけれども、また逆に御承知のように内灘という大野菜産地を控えておる土地でもございまして、もう一つは金沢でいろいろ酪農の酪農家も非常に困つた立場に置いておかれておる、そういう問題もございまして、それらいろいろな条件というものを県が最終的に判断をされまして、もちろんその判断の過程においては当然関係者と協議があるといふふうに、またしていただくつもりでおりますけれども、そういう問題をいろいろ農政局と協議の上で計画を進めていくといふふうにかへるわけでございます。また、そういうことがないかと本物の問題は、従来の計画につきましてもはややもすると

地元の意向が反映されておらなかつたのではないかと問題が事業着手後にいろいろトラブルを起こしておるわけでございます。この点については当然のことながらわれわれもいたしましては行政上の措置として必要な協議はあくまでもつけた上で計画の立案に当たりたい、こういうふうにかへるわけでございます。

○津川委員 そうすると、私は地元局長の答弁によつて、米作も許されるからそのつもりであんた出て県と協議してみろ、こんなふうにかへるいいかどうか、これが一つ。

第二番目には、地域の人たちと関係する農民と相談する。そうなりますと、皆さんの農業計画には麦がない。八郎潟では麦が成功したんだ。この地域では稲作の機械化と共通できるものは小麦なんだ。皆さんの農業計画には小麦など考えていませんが、小麦を導入したいと農民が言っている。これは農業計画に加えて県庁と交渉してよろしいですか。この二点。

○森（警）政府委員 現在農業計画なり配分計画を検討している段階でございます。御承知のようにこの土地につきましてもいづゆる地元増反と入植といふ二つを考へておるわけでございます。

そこで、先ほど米の問題を出されましたけれども、従来から干拓地におきまして米をつくるということにつきましては、この河内潟につきましてももちろん当初は開田を予定して考えられておつた地区でございますが、四十五年の開田抑制の際に、その後の開田抑制措置ということで振り分けが行われまして、河内潟では開田でいくという結果、事業が進められた地区、こういう経過があるわけでございます。その上で先ほど申しましたような御答弁を申し上げたつもりであつたわけでございますけれども、先生からいま御指摘がございましたので、その計画から申し上げた次第でございます。

いづれにいたしましても、そういう地区でございますから、造成農地を畑地として利用するとい

う前提で計画を進めてまいりたいということでございます。(津川委員「小麦は」と呼ぶ)小麦につきましては、もちろん八郎潟のような田と畑との設備投資の關係から申しますと、農家の当初の問題からいたしますと、米と麦というのは非常に有利なわけでございまして、河北潟において相当大きな面積を個別経営としてとれないという事情があるかと思ひます。そういったしますと、もう少し集約的な形になるわけでございまして、けれども、現在、別に營農計画が全部でございまして、おるわけではございません。したがって、一応頭にあるといひますか、検討されている營農の形態としては、酪農と野菜ということを中心にして、これに營農計画を立てていただくか、その作付けの体系上、小麦が必要であるかどうか、これはさらに検討をさせていただきますかと思ひます。

○津川委員 地元では小麦をやった方がいいと言っている。皆さんの方では、それを余り聞かないで計画を立てたらしいですね。そういう点で、実際に扱う人たちの計画、意見をこれから十分聞くべきだと思ひます。

そこで野菜ですが、スイカ、キャベツを主体とした経営、レンコンを主体とした経営。スイカはかなりバタッパ病、コンニャク病、病虫害等で輪作体系を必要としております。特に水田との輪作が非常によろしいのです。こういう点で、このスイカ、キャベツを主体とした経営でこの輪作体系の計画がなければ、私は、農民を大変な状態に追いやると思ひます。この点、いかがですか。

もう一つ、レンコンを主体とした経営。私は、この間徳島県のレンコン地帯に入ってみました。徳島県は全国のレンコンの主産地でありまして、日本の六割から八割。実態を見ますと、特長のゴムぐつをはいて、ひざまでぬかるどろ田に入り、腰をかかめてレンコンを掘る、腰が痛む、ひざがはれる、肩がうずく、これほど働くので、体についているのは神経痛だけである、死んだら死体の上に神経痛の花が咲くかもしれない、これがレン

コンをつくっている農民との話し合いです。ただ、いいことには、反収四十万ぐらい上がる。ここに非常に大きな魅力があるんだ。レンコンを主体とした経営、二・四ヘクタール、これ、どうします。皆さん、死んでしまひますよ。やれたものでも何でもありません。あの強い労働力をもつてしても、せいぜい三〇アールでしょう。だから、具体的に農民と相談したのか。やれるものをつくっている農家ということなんです。この点、二点いかがですか。スイカを中心とした輪作体系を導入しなければいけません。レンコンを主体としたものではないです。レンコンはいいですよ。そこでこういふ体系は、レンコンなら二・四ヘクタールのうちまあ五アールでしよ、あとの二ヘクタールをどうするかという点で体系を立てないで、これは農民に対する非常に残酷な仕打ちだと思ひますが、この二点を答えていただきます。

○森(警)政府委員 この計画は恐らくまだ確定をしたものではございませんで、もちろん先生の御説明になった資料と私が持っておる資料と同じだと思ひますが、一応県の案ではなからうかというふうに思ひます。

(菅波委員長代理退席、委員長着席)

いずれにいたしましても、ここに挙がっておる作物、スイカ、キャベツ、レンコンという各種の作物というのは、先生御承知のようにこの周辺でつくられておる作物で、そういう増反を考へておるわけですから、実際に経験者がその作付をしていくということでは作物が選択されておると思ひます。そこで、その規模なりいろいろ、輪作でございますが、連作症を起こすから逆に輪作ということにつきましても御指摘の問題は、確かに私もそういう問題はあろうかと思ひます。さらに検討いたしまして遺憾のない計画にいたしたいというふうに思ひます。

○津川委員 大臣が来たからこれで、後でまたこの民主的な計画については大臣にお伺いするとして、局長、必ずそれを協議してくださいね、この

まだまだやれませんか。

○金子委員長 ただいま農用地開発公団理事長大和田啓吉君に参考人として御出席いただいております。

大和田参考人には御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。参考人の御意見は、委員からの質疑に対するお答えによってお述べ願ひたいと存じます。

質疑を続行いたします。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私は、午前中に引き続いて、大臣並びに大和田理事長にお尋ねをしたいと思ひます。

大和田理事長には大変お忙しいところをありがとうございます。

前段でかなり事務的な質問をしてまいりましたが、八郎潟の干拓の問題並びにこれから拡大をしていくという対象になる国営干拓地、あるいはさらに拡大をしなければならぬ地域がたくさんありますが、こういうものについての農政の一貫性というものがどうしてもないのではないかとこの感じが私はする。やはり食糧の自給計画というものがあつちりあつちり、そうしてその上に国の農政が適切に行われる、こういうことでなければ、結局この変更というものの犠牲は、一つは地域の農民がしうことになるし、もう一つはそれに関連をきたした労働者が責任をしようことになる。一体この八郎潟の計画変更、あるいはまたこれから新しく取り上げられてくるところの国営干拓地の、たとえば河北潟あるいは中、そして笠岡湾、というようなものについても、これは当初の地元というふうなものについても、これは当初の地元との約束の計画、営農計画ではなくて、当然別なものに據るであらうと思はれる。この責任というものをどういう形で政府はとるのかということ、その責任です。計画の推進をしてきた責任をどうとるか、この点をまずお尋ねをしたい。

○長谷川国務大臣 農業政策が撤退するとか縮小するとかということはあり得ないと思ふ。御承知のように、農産物というものはやはり消費者とい

うものが目的でつくられるのであつて、そうでなければ物の生産というものは成り立たないのであつて、物の生産は消費ということが目的でなされるのである。一部の物がたくさん余つて過剰になつていく、また一方が不足してくる、こういうときには当然農政というものが変更されて、その消費構造によつた物の生産が行われなければならぬ、私は当然なことだと思ふ。したがつて、八郎潟が今日複合経営になったゆゑもそこにあるのであつて、八郎潟を開拓しようというそのときと今日では、人口、食糧というものが全く変わつてきている。人口はふえてきたし、食糧は高級化してくる、高級化してくればでん粉質を食わなくなるといふことは、わが国ばかりでなくどこの国でも共通のことです。そういう観点に立つて、やむを得ず八郎潟を複合的にしなければならぬ、これは農業では当然のことだ。農業者といふものはわれわれよりもっと早くそれを見るし、自治体自身が考へなければならぬ問題もそこにあるだろうと私は思ふ。農政はちつとも違つてないのだけれども、申し上げたように、消費構造というものが変わつてくるのだからその消費構造に合わせていかなければならぬ、こういうふうに考へるのです。ですから、八郎潟は、当初とは違つてきてその後複合的につくっていくようになった。さらにこれを考へていくという考へ方はないけれども、八郎潟における新農村建設事業という考へ方、生産を高め、経営をりつぱにしたいといふ所期の目的にはちつとも変わりがないのだ、こういうふうには私は考へます。

○竹内(猛)委員 それは、物をつくるからには消費が前提であることは間違ひないのです。間違ひないのですけれども、農林省としても、たとえば五十七年計画といふものを立てたことがある。そして、それをこの委員会であれやこれやいろいろ議論した結果、六十年計画を立てた。その六十年計画は、いまの農用地の開発であるとか、畜産の問題であるとか、米の問題であるとか、そういうものは一定の消費を見込んだ上で計画を立てられ

昭和五十二年五月二十五日

ておることは事実です。ところが、またここで漁業問題が新しい課題になろうとしている。そうすると、いよいよ日本の農業というものは、あの六十年計画そのものでも一度討議をして考え直さなければならぬのではないかと、このように考へられるわけですね。たとえば動物性のたん白は、今度は魚よりも畜産に期待をかけるなければならない。そうすると、飼料が問題になってくる。そこで、いまの八郎潟の問題にしても、これから農用地開発公団が引き受けようとする国営干拓事業の問題にしても、そういう角度からもう一度再検討される必要があるのではないかと、それについては堂々と議論をして与野党一体の中で話し合ひができる、そういう討議の形があつていいのではないかと、こういうふうに私は思うのです。その辺どうですか。

○長谷川国務大臣 委員会を通じての皆さんの意見は代表的なものであるのですから、十分それを尊重しながら行ななければならぬ、そういうふうに大体計画というものは立てていくだろうとは思ふ。私があつたときもそういう目的で八郎潟もやりました。けれども、経済の実態がすべてを左右するのでありまして、食糧というものが高級化していくことも低級化していくことも、要するに国の経済によって左右されるのであります。国の経済が左右するのと同時に、一つ一つの、個々の経済が基本となつて生活というものは行われていくのでありますから、いまおっしゃる通りに、二百海里の問題が出てきた、魚がなくなつた、それでいいというわけにはなかなかないかないのであつて、北方のそういう問題が併発したけれども、それに対応するだけのたん白質給源というものを求めなければならぬ。いままで漁業をしておつたところで今度は他の国が漁業をして、それを日本が買つてきて国民消費の方へ回さなければならぬとか、また、いまおっしゃる通りに魚の方が不足してくるということになれば、畜産に移行していくことは当然であつて、きょうこのところは畜産というものが大きく浮かび上がつてきてい

る。この畜産問題に対して、どういうふうに行つていくのだというところで十分検討を加えていかなければならぬ。私たちのときには、こういう大きなところはなるべく大きいものをやつて、小さいところと言つては申しわけないのですけれども、関東の方はお米をつくらなくなつていく、野菜をつくつてもらうようにしていきたいという一つの考へ方もあつたわけですが、各地各地の代表の御意見がまとまつておられないというところにも原因があつて、討議をする、かえつてなかなかむづかしい問題になつてくるのだらうと思うのです。いすれにいたしましても、食糧問題は、所期の目的とは計画が大変違つてきた。先日もお話し申し上げたのですけれども、人口七千万のときは、台湾からもあるいはタイからもあれだけのお米を買つて、そして国内の需要に回しておつた。それでも間に合わないで、国内で全部が全部ひき割り飯を食つて生活をしていた。ところが、人口が一億一千万になつて、耕地が狭くなつたにもかかわらず、なぜ米が余るのだ。こういうことは、やはり基本となるべき国民の経済というものの左右されることになるのですが、お話しした点は十分わかります。ですから、今後はそういう点について日本の経済の先行きを十分見通した上立つての計画性を持たなければならぬということは当然の御指摘だと思つております。

○竹内（経）委員 そういふ立場に立つたときに、農用地開発公団の農政上の位置づけというものをこの際明らかにする必要がある。いままでは機械開発公団、それが農用地開発公団となつて、やがてこれがまた新しい国営干拓の一部を、吸収というとおかしいけれども対象にしていく、あるいはその他の仕事もしていかなければ困る。この位置づけをやはり農政の上で明らかにしておいてもらいたい。この点はどうですか。

○長谷川国務大臣 これからのことを私が考へるということになるならば、今後は公団が十分それをわきまえて、いままでは、たとえば米、麦にとらわれずに——もつとも麦といつても、日本では

まだまだ麦はたくさんつくれるだらうと思う。ただ、つくれない理由はどこにあるのかという問題が起きてくる。それは、日本という国は米で十分に体験をしているのですから、米のこの体験を生かさなければならぬ。この体験を十分生かして、麦とか大豆とかいうような問題は当然これと同様なる考へ方をもつて今後生産を高めたかと同様ならぬ。さらに今後は、野菜の面にしましなれても、かつての薄まきではなくて、ハウスを使つて野菜をつくつていく。つまり、年間を通じてキュウリでもナスでもあるという時代、スイカにしてもメロンにしても、こういうものでも年間を通じて生産されるという実態の上に立つて、公団自体がこういうところに観点を置いて、それらの作付問題等については十分に指導をしていくようにしていかなければならぬ、公団は重要な地位を占めておると私は考へておるのであります。

○竹内（経）委員 先ほど事務的な質問の中で、公団の仕事と国営事業とのメリット、デメリットの話をしましたら、公団の方が約束どおりに仕事を、国営の方がどうも約束どおりにできない、こういう話があつた。なるほど、いろいろな資料を見るとそういう形になつております。そこで、約束どおりに仕事をしているとはいへないけれども、公団に対していろいろ世間から注文がある。これは、長谷川農林大臣代理は耳の痛くなるほどしばしば聞いておられる。つまり、天下りというものが言われております。これは何もこの委員会の問題ではなくて、行政管理庁の関係もあつて私は何回か取り上げてまいつたわけですが、ついでこの間地下鉄の駅あたりでチラシが配布された。この中の一部にこういうことが書いてある。

「政府関係法人に巣くう天下り役員の実態」、こういうチラシが駅頭で配布されました。この問題は別の機会に議論をしたいと私は思つておるし、前からも取り上げてきましたが、ここではちよつとだけ触れておきたいと思う。ただし、こへ御来場いただいた大和田理事長がその対象になるとは言わない。大和田理事長は、前の農地開発機械

公団のあの運営の中から、大和田さんのようなりつぱな方が農用地開発公団の理事長になられることは大変好ましい、こういうぐあいにわれわれは思つておるし、もちろんまだまだいろいろ不十分なことがあるにしても、現在その期待に沿うような努力をなされておると思ひます。それは個人だれだれというのではなくて、一般論として聞いておいてもらいたいと思ふのです。

関係機関の役員四百三十名中、天下りと言われる数が三百二十九人、七六・五％、内部登用が三十四人、民間出身が四十三人、その他、不明が二十四人、こうなつておる。こういうところから、天下りというのは好ましくない、ただそれだけではないのです。給与、退職金も役員と職員とは大きな差がある。退職金に一例をとると、日本原子力研究所の理事長の宗像英二氏は、現職でありますけれども、十年七カ月で六千二百三十二万九千円という退職金が予定されておる。あるいは雇用促進事業団の堀秀夫理事長は、七年四月で退職金が五千四百二十七万円と言われている。こういう点の一つの代表的なものでありますけれども、私がなぜこういうことを言うかといふと、二つの点に問題がある。

その一つは、公社、公団、事業団の仕事は確かに約束どおりに能動的に能率的に仕事をするが、その事業の実施あるいは賃金、あるいは労働条件、そして多くの問題が国の制約のもとに置かれていて、自分で判断をして決定することができない、こういうようなことになつておる。だがしかし、役員を決めることやあるいは給与というものは、これはまあ別なところで決めてしまふ。仕事自体は公団が決めることはできないけれども、役員の方はどこかで決めてしまふ。そうして今度はでき上がった土地、こういうものについては、これもまた国営事業については事務、人件費、諸雑費は国が持つから家外安上がりになる。ところが、公団がやった場合には事務、人件費、諸雑費というものは、独立採算だからどうしても公団が持たなければならぬ。したがつて、

そこで公団の職員の労働条件があるいは賃金を抑えるか、あるいは受益者と称する者に対して負担をかぶせるか、どちらかをしなければやていけな。そういう形になるから、いい面と、そして考えなければならぬ面と、二つあると思うのですけれども、これに対して、大臣は長いこと閣僚の座にあり、しかもベテランだから、ひとつ長谷川農林大臣代理からこういうことについての答えをいただきたいと思う。

○長谷川国務大臣 これはもう国会の中で常に論議される問題でありますので、これらの諸問題につきましても十分検討を加える必要があるというように観念に立ちまして、近くこの問題等に触れて結論を出すようなことになっております。

しかし、またこれは別個の問題ですが、農林省というふうなものになってまいりますと、また他の省とは少し違ふ問題が残されている。したがって、全部が全部そういうふうなわけにはいかない面もございますので、農林省というふうなところは、いままでの関連もあり、農業者の立場、実態を知りながらいろいろな指導の面に当たってきいてという点もあるわけでありまして、

いずれにいたしましても、わが農林省においてはいろいろなむずかしい面にあるというのを申し上げるだけでございまして、特殊法人の役員等は、その業務の高い公共性とか特殊性にかんがみて、その分野の練達な者を広く求めて人選するということの方になつていまして、

○竹内(猛)委員 公社、公団、事業団というものの主体性、自主性、こういうものがなければ、役員を決めるときには、その関係の労働組合とは余り相談なしにどこからかするつと決まってくる。ところが今度は、長い間職場にいたベテランの人々がいろいろな仕事をしようとすれば、あつちこつちからみんな押さえられて、なかなか仕事が出来ない、こういう矛盾、こういうところを何とかしなければ、それは原局にいたときよりもはるかに公社、公団、事業団の方がその役員にとつてみれば座りいいという形にどうしてものなつて、世論がうるさくなつてくる、これはこういう世の中だからあたりまえだと思ふ。だから、このときにこそ主体性というものを何とかつくるようにしていかなければ、これはその職場で働いている職員の皆さんは希望がないということになるのじゃないか、こういうふうに思ひますから、もう一度この点については、簡単にいいですからお答えをいただきたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 よく私もわかつていふつもりでありますし、先ほど申し上げましたとおり、近く行管が中心となつて、国会でその都度議論になつていふ点を十分に検討を加える、こういうことになつておりますので、御指摘のような点はある程度解決がつく、こういうふうには私に考えております。

○竹内(猛)委員 次に、大和田理事長にお尋ねをいたしますが、やはり職場の皆さんが心配しているのは、農林省の方からは一定のお答えが出ておりますし、問題も提起をされておりますが、公団自体として今日までこの仕事を進めてこられて、公団ができたのがたしか四十九年だと思ひます。三年たつております。それで九万三千ヘクタールの開発をやつたという形で、当初十年間の見込みで進めるといふ形になつておりますが、その後、この将来はどうなるのか、こういう心配がある。先日理事長がお書きになつた「日本農業再生

の条件」という本を私は再三読ませていただいたおのですが、これは頭で書いたものじゃなく、恐らく各地方を歩かれて、その中から幾つかの点を取り出して整理をされたものであると思ひます。その結論において、特に畜産の問題を考慮されて、一つは小さな地域における自主的な草づくり、それからもう一つは、国、県、自治体、それに関係農民が入つた大型の草づくりを考えておる。日本の畜産を発展させるためには、それは価格問題ももちろん大事だけれども、飼料の自給度を高めていくということはなおさら大事だ、こう考えられますから、この点について私は大いに賛成ですが、こういう立場から農用地開発公団の将来性、将来展望というものを何らかの展望とお考えがあると思ひますけれども、これをひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大和田参考人 農林省からいろいろ御説明があつたと思ひますけれども、私どもの仕事は、現在すでに北海道から沖縄へかけて十の道県で十七の事業をやつております。五十二年度ではそれがさらに七つ追加をされて二十四になるわけでございます。五十二年度の事業を入れますと農用地の造成面積は予定で約二万八千ヘクタール、事業費で大体千八百億程度でございます。十年間で九万何千ヘクタールということもなかなか大きな目標でございますけれども、私もやっております二万八千ヘクタールの草地造成というの、これは最初三年間の仕事としては相当な仕事であると思ひます。

もし法案が通りますれば、これから新しく干拓の問題をお引き受けすることになるわけですが、これも、それまでの草地畜産の問題でも、これが本当に定着いたしますれば実は相当な伸びを全国で示すだろうというふうな思つております。私は事業が行き詰まるというふうには考えておりません。ただ、私も心しなければいけないことは、本当に私どもの仕事は地域のためにやるか、農家のためになるかということに絶えず反省しながら仕事をしなければいけないので、もし仕事がある

く進んで農家に歓迎されるものになるならば、私どもの公団は将来そんなに心配する必要はない、そういうふうな確信をいたしております。

○竹内(猛)委員 農用地の利用促進事業を進めるために、かつて農用地利用促進の法案を国会を通過させた、このときもいふ議論をしたことがありまして、この事業はどの程度進んでいるか、これはちよつと簡単に説明してください。

○森(繁)政府委員 農用地利用増進事業でございますが、発足しましてからおおよそ二年というところでございまして。現在、利用権の設定面積は三千六百ヘクタールということで、最近の年間の権利移動がたしか五千ヘクタールであつたと思ひますが、それから見ますと相当な実績が出てきておるというふうな理解をいたしております。関係市町村二百五十六市町村、地区数で三百五地区、これは三月末の締めでございますが、関東、中・四国で、ことに関東で相当動きがあるようでございます。

制度発足後まだ日が浅いわけでございますが、今後の体制をいたしまして、御承知のように、この利用増進事業につきましても予算化をいたしておりますが、この継続を続ける、さらに継続地につきましてもこれを進めるといふことが一つと、もう一つ、例の地域農政特別対策事業を予算化したして、三年間部落座談会を行つて利用権の動きを促進するといふことを考えておるわけでございます。これと相まちまして、今後私どもは相当の期待を持っておるというふうな考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 この点について私は前にも申し上げたのですが、農地法そのものに手をつけるといふのは、これは非常にむずかしいことが起きるかもしれない、これは非常に現在の農地の価額、これは生産の手段であるよりは、財産的に物を見る目が非常に強くなつていふ。現在の農畜産物の価格の状態から見て、規模拡大といふことは非常にむずかしい。そこで、所有権と利用権というものをそれぞれ分離しながら活用していくといふこ

とを考えなければならぬ、こういうことになるだらうと思うのです。そのときに、最近農業会議が一つの答申をした。農業会議が答申をして、農業公社というものを活用してどうかといういろいろなことになったわけでありますが、こういうこともあわせて、これは大和田理事長の方からちょっと感想を聞きたいのです、やはりあの仕事をされていく、今後農地問題というものをどういうふうにして日本農業の役に立てるような——いわゆる遊休農地なりあるいは未利用地帯というものがある、それをどうしたらいいかというように対して、これは感想でいいと思います、が、ちょっとお答えをいただきたい。

○大和田参事 農地問題につきましては、いろいろの御意見があるわけでございますけれども、いまの段階では、農業を一生懸命やろうとする人たちが、それから農業から足を洗おうとする人たちとがだんだんに分かれてきているわけでございますから、所有権で動かすことは不可能だと私は思います。しかし、利用権で動かすことは可能でございますから、できるだけ利用権で動かすことに工夫をして、農地法で賃借をどう考えるかというところは、しばらく様子を見ないといまの段階では決めることは非常にむずかしい、また危険だというふうに私は思います。

○竹内(益)委員 もう時間ありませんからこれで終わりますが、いま農用地開発公社の将来性あるいはそこに働いている職員の皆さんの努力あるいは日本の将来の食糧の自給問題、特に畜産の位置づけというふうなものについていろいろの質問をしてまいりましたが、やはり今後農政の中心の仕事としてこの公社を位置づけをして、そうして、そこで働く人々が希望を持ってやれるようにいろいろな角度から努力を願いたい。そして、もつこの農政を——今度は価格の小委員会ができて、これから価格問題を議論するわけですが、そういう議論の中に畜産の問題も入れてやっています。こういうことで政府が持っている六十年展望というものについてもやはり再検討を加えな

ければならないというふうに私は考える。この点について最後に農林大臣のお答えをいただきたい、私の質問を終わります。

○長谷川国務大臣 私も再展覧といいますが、おっしゃったように、今後の公社の位置づけ、そして公社の位置づけ等によって粗飼料の問題等々の解決がついていく、それによって畜産問題の解決もつていくことができる、現に公社でやっている粗飼料の問題もかなりのテンポを早めて解決の道が開かれていくだろう、私はこういうふうに考えます。したがって、農林省は、この際、本当に真剣になって、将来の農業をどう持っていくのかということについて、再考を直さなければならぬという時代が到達してきている、こういう面を私はおっしゃるようにならざるを得ない。

○金子委員 農用地開発公社法の一部を改正する法律案について、農林大臣に質問をいたします。昭和四十九年六月五日、法律第四十三号によって農用地開発公社が設立されて、旧農地開発機械公社の業務を継承し、今日に至っておりますが、今回の改正によって、農用地開発公社の業務の範囲を拡大して、新たに国営干拓地において公社事業が行える道を開いたこと及び八郎潟新農村建設事業団を解散して、その一切の権利義務を承継し、その業務に係る賦課金、譲渡対価の徴収業務を同公社が行うという二点が骨子となっておりますが、総括的に農林大臣に質問に入る前に、まず最初にお伺いしたいことは、第七十二回国会において、農用地開発公社法の審議を行ってまいったのでありますが、御承知のように、当公社は、従来の受注公社から発注公社と性格が著しく変わってわけ、当時、本法附則第十一条に、農用地開発「公社は、当分の間、第十九条の規定にかかわらず、」云々とありまして、この点については、

私もずいぶん議論をしたわけですが、この「当分の間」は、一応三年をめどとするということであつたわけでございます。あれからもうちょうど三年二カ月が経過してまいりました。当時、昭和四十九年三月二十六日、六項目の附帯決議を行っておりますが、政府はこれに対し、いかなる対策を講じてきたか。ここに当分の間が経過した今日、改めて、農林大臣から詳細承りたい、かように思っています。

○長谷川国務大臣 四十九年の三月二十六日、本委員会において六項目にわたる附帯決議がつけられました件につきましては、政府としてこれを尊重いたしました、これが実現に努力してまいりましたことは当然だと思っております。まず第一に、受益農民の意向の公社事業への反映とかあるいは土地利用の調整、農地保有合理化法人の土地の取得、国有林の活用、受益者等に対する濃密な助成、指導のための体制の整備と公社事業の早期完了等について、それぞれの制度化が成つて、積極的な調整あるいは事業の計画的、効率的実施を図ってきたところでございます。したがって、いま旧機械公社から引き継いだ職員の処遇についても、給与格差の是正は五十一年度までの給与改定において、おおむね是正を図つて、さらに定員外職員についても、研修等を重ねまして、逐次定員化を行つて、五十二年度中には全員の定員化を完了いたしました、なお一層これによってその目的の達成に努力をさせていきたい、こういうような考え方でございます。

○瀬野委員 そこで、さらにお伺いしてまいりますが、公社法の附則によりまして、旧機械公社の受託業務をいま申し上げたように「当分の間、」というふうになつておりましたが、三年を経過した今日、当時の機械公社から引き継いだところの受託業務、こういったものは、その後どうなつておるか、現況を御答弁いただきたい。

○森(整)政府委員 御指摘のように、受託業務は漸次廃止するという方向で臨んでおるわけでございますが、御指摘のように、国会の審議の過程で、おおむね三年というのを御答弁申し上げたというところを、私も速記録によつて承知をいたしておるわけでございますが、その方向に沿ひまして、縮減を図つてきておるわけでございます。具体的に申しますと、四十九年度設立当初では百九億でございましたが、四年たちました本年度は、四十億を計画をいたしておまして、近年中に今後受託工事につきましては、打ち切る方針で臨みたいというふうに考えておるわけでございます。

○瀬野委員 森局長、近年中に打ち切るとおっしゃるが、大体近年中というめどは後二年ぐらいか、一年ぐらいか、どのぐらいですか。当時も大分「当分の間」で議論をしまして、私たちが記憶をよみがえらしておるわけですが、三年以内には絶対できない、必ずこれは延びるはずだ、こう言つておつたのですけれども、当時はずいぶんかたい決意だったのですけれども、その「近年中」というのはどのくらいをいふにしておられますか、改めてお伺いしておきたい。

○森(整)政府委員 先ほど大臣からも御答弁がございましたように、職員の配置転換等もすべて定員化が今年度中に終わるということ、それから標準職員の扱いにつきましても、先ほど申し上げたとおりでございますので、一応人の問題の解決の方は逐次順調に進んでおるわけでございます。後、これをやめることによりましてかえつていろいろ問題を起さないように、摩擦の起きないようにならざるを得ないというところでございまして、そう長くやるつもりは毛頭ございません。

○瀬野委員 四十九年の当委員会の審議のときを思い出してもう一点お伺いしておきますけれども、当時農地開発機械公社は昭和四十七年度末の機械の保有台数というのが、受託用機械が七百三十五台で、うち農機具類が四百五十一台、貸し付け用機械が四十七台で、うち作業船が十八隻、合計七百八十二台(隻)があつたわけでございます。この機械の処分については、償却済みのものもあ

れば、今後使えるものは使って、使えなくなった場合は償却するという事になっておりまして、トラクターにしても、またブルにしても、船にしてもまだ相当優秀なものがあつたわけですが、国民の血税で買ったものであるの、十分手入れて大事に使用し、さらにこれを償却するなり、あるいは譲渡するなり、貸し付けするなり、いろいろやるべきだということを言っておたわけですけれども、その後どういうふうな償却されたか、詳細報告いただきたいと思ひます。

○森(整)政府委員 数字的に申し上げますと、全体で七百五十五台ございましたが、すでに五百五十四台処分をいたしまして、二百一台残つておる。これも二年ぐらゐで処分をしたい。その中にはポンプのしゅんせつ船等も入つておまして、十七隻のうち六隻処分して、十一隻まだ未処分であるということございまして、逐次処置を決めてまいりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○瀬野委員 次に、農用地開発公団大和田啓理理事長にお伺い申し上げますけれども、いまいろいろ政府側から答弁がございましたけれども、いまの件についておおむねそのようなことで進んでおりますか、間違ひございませんか。

○大和田参考人 間違ひございません。

○瀬野委員 では、農林省にお伺いしますが、五十二年度国営干拓事業は代行干拓を含めて十地区の実施が予定されておりますけれども、そのうち公団事業の実施の可能性、必要性を検討する地区としては、近く干陸計画を実施するところの石川県河北潟、島根、鳥取両県にまたがる中海及び岡山県の笠岡湾の三地区を対象としているようでありまして、五十二年度予算も計上しております。当面この三地区を対象にした理由と、検討のスケジュールはどうなつておるかということをお伺いしたいわけでございます。言うまでもなくこれは、この法案を見ますと、これからやるんだという法案ですね。何とかやれるだらう、また、これから何とかやつていこう、こういう感じの法案

でございます。一方的なものだと私は思つておるわけですが、県が乗つてくるかこないかが問題でございます。県が乗つてくればいいが、乗つてくれない場合は問題である。公団事業をやつてくれというのを待っているようなものでございまして、公団が自信を持ってやるというふうなものではないわけですね。そういう意味で、この三地区を対象にした理由と、検討のスケジュール、こういうことについてお答えいただきたい。

○森(整)政府委員 今回御提案申し上げておるのは、国営の干拓が進んでおまして、干陸も進み、しかも米づくりはできない、そういう条件はございますが、そういう中で畑地をやつていくのに、酪農が主になりまして、いろいろそういう経営を入れたらいいという地区について、総合的に、短期間に、また財投資金も入れ、県の補助ももらつてつばな経営、営農をつくつていこうというところでございます。御指摘のように、これはすでに干拓が進みまして、干陸が終つておまして農地の整備に入る、そういう地区のうち、社会的な条件あるいは経済的な条件、市場的な条件とかいうものを考へて、三地区がまず候補地になるであらうということ資料に掲げたわけでございます。考へ方としては、公団事業に権能規定を与える、それから、それに要する手続規定をつける、簡単に申しますと、県の申し出によつてこういうことができるという権能を与えるということまで考へたわけでございます。具体的に申しますと、もしこの改正につきましても御賛同を得られますれば、恐らく来年度には河北潟の予算が計上できるのではないかと、こういうふうな考へておまして、ただいま、県、地元市町村関係者と北陸農政局が中心になりましていろいろ協議を重ねておるといふ段階でございます。

○瀬野委員 これは、なかなか頭のいい森構造改善局長が将来のためによく考へたものだということになつておるのですけれども、ちよつと皮肉めいた質問になりますけれども、たとえば、公団事業そのものが問われているわけでありまして、

石川県の河北潟などを見ましても、県が乗つてくるかどうかからぬわけですね。すなわち、干拓地は御存じのように水田が収益も上がるし一番いい。しかし、生産調整によつて米が減反させられ、今日青刈り問題があらちで起きておりまして、熊本県の横島干拓にしても、また八郎潟にしても、福島潟にしても、しばしばそういうことが論議されているわけですが、そこで畜産ということになりますと、牧草が果たして生産できるかどうかという問題、また飼育条件がよいかどうか、そして体系が確立していないとなかなか入植者も乗つてこないという問題があると思つておるわけですが、たとえば石川県の河北潟なんかはなかなかむずかしいのじゃないかという感触をわれわれは得ておるのですけれども、そういうことについてはどうか、この機会に明らかにしてください。

○森(整)政府委員 河北潟について申し上げますと、入植と増反—増反が主でございますが、その入植については酪農が考へられておることとございまして、実は金沢市近郊で、酪農家が公害問題等で非常に困つておる事態が発生をいたしておりまして、むしろそういう方々がこへ移りたいという、まず個別の問題が先行しておるのが実態でございます。それから、それでは干拓地における条件として酪農、草づくりということがどうであらうかということになります。八郎潟の実験農場では牧草が、十アール当たりの収量でございますが、一応六トンという成果が出ておるわけでございます。それから河北潟でも混播牧草の試験がすでに試験地で行われておまして、これは七トンとれております。ソルガムが八トンとれております。それから諫早の干拓地の試験地でイタリアンライグラスが十トン、あるいはソルガム九・七トン、こういうような成果が出ておまして、むしろ土壌の地方が干拓地では非常に高くて、牧草の収量についてはまず問題はなからう。むしろ問題は排水をどの程度行うことができるか。それによりまして、干拓地への畜産の導入については

特に問題はないというふうなわれわれは判断をいたしておるわけでございます。して申し上げますと、今度は逆に、いわゆるふん尿の処理というものをどういうふうな考へてまいるか、干拓地の閉鎖的な中で酪農が行われる、そういう場合に、牛のふん尿の処理をむしろどういうふうな解決をしていくかということでございますが、この点につきましては先生御承知のように、地元増反ということも考へましても、もちろんあんな地帯は確かに水田でございますが、その向こう側に内灘の野菜の大生産地がございます。非常に市場性も高い産地でございます。野菜と畜産の結びつき、複合的な地域の組織化というところがよく言われますが、そういうような点も念頭に置きながらいろいろ考へてまいる、そういう条件がここにできておるのではないだろうかというふうに私どもは判断をいたしておるわけでございます。

集荷問題につきましては、御承知のように北陸というのには乳の足りないところでございまして、もし余るといふような場合には関西市場という膨大な市場がございます。乳の不足地帯でございますので、その畜産の面については私どもはむしろ樂觀的な見通しを持っておる。ただ地元の調整をうまくつけていきながら、またそういうふん尿の処理ということを通じて地元の地域にプラスをつくつていく、そういうことをむしろ積極的に考へていけば、この方向の計画は必ず成功するものと私どもは判断をいたしておるわけでございます。

○瀬野委員 森局長は調子のいいことを言つておられるけれども、水の下にあるものはまだわからぬことですからね。そんな調子のいいことばかり言つておられますが、時間の制約があるので、はしよつて聞きます。大事な問題を総括的に聞きますので、簡潔にお答えいただきたい。後日のためにぜひお聞きしておきたいと思つておるのです。

いまおっしゃつたように当面三地区を考へられておられますけれども、適地が二分の一とか三分の一、八郎潟にしてもそうですが、全部適地ということではありませぬね。そういう場合に、部分的

昭和五十二年五月二十五日

に公団がやつて若干残つたのはどうするのか。まさか工場地にするわけではないと思うが、その点はどう考えておりますか。簡潔にお答えください。

○森(整)政府委員 残りの面については野菜作と
いうことが一応考えられておるわけでございま
す。

○瀬野委員 私の質問はそういうことではないけれども、とにかく時間がないから大事なことを聞いてまいります。

それから次は、立法院が法律を設ける以上は、特にこの三地区については青写真がなくてはならぬというふうに私は思うわけですが、具体的な青写真が全然示されておりませんね。全くこれはい

まからの問題です。それがないためにいろいろな細かい論議もできぬわけですけれども、終盤国会でとにがく一日で上げようということなものですから、われわれまでせかされて、そういった資料要求する間もございませんけれども、三地区がそうだったことが言えるわけで、審議がむずかしいということになります。選挙制をとった八郎潟の問題なんか、五ヘクタール、七・五ヘクタール、あるいは十ヘクタール、最後は十五ヘクタールというふうに、いろいろになった例もございまして、四次に入った人たちは十五ヘクタールになったわけですね。こういった選択制の問題なんかはどうするのかという疑問がある。いづれにしても、立法院で法律を審議する際にこういった青写真がい、これはけしからぬ問題だと思いが、それはどういうふうな政府側は答弁なさるのですか。

ますから、県の責任において事業が実施される、私は大きな担保があるというふうに考えております。

○瀬野委員　そこで委員長にお願いしたいんですが、資料要求ですけれども、これは今後のために事業計画、干拓計画、こういったものをこの三地

区について出してもらいたい。立法院が法律を審議し通す以上、これはもうぜひわれわれも必要であると思います。アウトラインでも結構であります。

すから、その現状がわかる程度でもよろしいです
から出していただきたい。また三地区以外の七地
区についてもできれば出していただきたい。この
ことを委員長にお願いしておきたいと思います。

○森(整)政府委員 御提出申し上げます。

○瀬野委員 そこで、公団事業が一応順調に進んでおりますわけですが、御承知のように四年ないし五年で終わる事業が多いわけで、特にこの北海道の根室地域は七年というところになっておりますが、いづれにしても四、五年ないし七年で一応終わる。今回のこの事業はいま局長おっしゃったように権能を持たせるとおっしゃっておりますけれども、一部国民の中にはいわゆる公団の延命策として干拓に手を出したんじゃないか、こういうようなことが言われておるわけけれども、この国民の疑問に対して率直に、端的にお答えをいただきたい。

ておるわけでございます。そういうことを考えておるわけでございます。

○瀬野委員　大和田参考人、いまの私の問いに對

して今後のためにあなたは当面の理事長として延命策というような国民の批判に対してはどういうふうな見解を持つておられるか、一言国会で述べ

ておいてください。

○大和田参考人 先ほども申し上げましたように、私ども草地畜産のためにいまいけば仕事が続

び盛りのときでございますので、今回の法律の改正を私どもの公団の延命策というふうには考えておりません。

○瀬野委員　では、農林省に。

さきに述べたように、五十二年国営干拓の事業は代行干拓を含めて十地区の実施が予定されておりまけれども、いま述べた三地区を除いた七地区のうち新潟県の福島潟は一〇〇％終わっていることになっておりますから、残りの熊本県の羊角湾など、これは羊角湾は進捗率が四一％でござ

い。
○森(警)政府委員 御承知のように具体的にいろいろ地区名を洗ってまいりますと、ちょっといま直ちにこの対象にし得ると判断されるものはほとんどないというところでございます。もちろん今後排水をいろいろさらに追加するとか、あるいはその周りにやっぱり酪農というのが成立しておつてそういう適格者がおるかおらないか、やはり人の

問題も大きな問題でございます。やっぱり県内の入植ということになりましようから、そういう問題もいろいろ考え合わせて、ただいまのところ残りの七というものにつきましては一応現在のところは考えておりません。

○瀬野委員　農用地開発公団の大和田理事長にお伺いします。

干拓事業の土地配分についてでございますけれども、土地改良法第九十四条の八によりますと、

その完成前に確定されることになっております。
すなわち入植を前提としてやるわけですから、
も、本法が成立しますと公団がやることになるわ

けですけれども、その点どう考えているかという問題です。すなわち先ほど申し上げた三地区は干渉計画を樹立することになりますから、公団をクッションに置いてやるということになるわけですね。そうすると公団が矢面に立つわけですから、公団でやってくれという人はいいけれども、おれ

は畜産にむすかしくてなかなか不得手だからやりたくないという人もあるわけですね。すなわち水田がよいということ、どうしても長年やってきた水田に自分たちは熟練しているから水田一辺倒だという人もおるわけですね。そういったことで右往左往するということのような問題が必ず起きてくると思うのですが、その点どう考えておられるか。すなわち新潟の福島潟については端的に言って畑作を水田にすめというところで問題になったわけですね。こういった例から見て、言うまでもなくいまの土地改良法というものは配分は営農前に決めるものが、これを今度は公団がやる、クッションを置いてやるということになるわけで、紛争の種がしばしば起きてくる。その処理が大変むずかしくなるわけじゃないか、こういうことが懸念されるわけですね。けれども、これについて大和田理事長は本法のこの提案に当たってどういう決意でこれを受けとめておられるか、決意のほどを承っておきたい。

○森警政府委員　これは県の申し出をもって農林大臣が判断をして行うということで、公団は農地整備の事業と上物の施設の整備を行うということ

とでございます。

○瀬野委員　そういった問題がいろいろな懸念されるわけですが、一応局長の答弁を聞いておいて、時間も参りますので若干次の問題に移っていきます。

八郎潟新農村建設事業団から農用地開発公団が継承する資本金が四億円ばかりあるのですが、こ

れはどういうふうに公団に引き継がれますか、その点ちょっと簡潔にお答えください。

○森(警)政府委員 農用地開発公団の資本金がふえてまいるという形になってまいります。これは財投から借入れをしております。もちろん勘定は別でやるわけですが、農民その他から徴収をしていくその間のギャップに、現在の計算によりますと二、三億の赤字が生ずるといことが一応想定されております。もちろん今後の財投のフロートでございますから厳格には計算できませんけれども、そういうものに最終的には充てられるであろうというふうに考えております。

○瀬野委員 あと時間がわずかですから、最後に一言承つておきますが、現在の濃密地区の中で、阿蘇、久住飯田地域における広域農業開発事業について積極的推進を図る必要があるわけでございますけれども、現在の事業の進捗状況と今後の見通し、こういったことについて最後に承つて、質問を終わりたいと思います。

○森(警)政府委員 五十年に着工しました阿蘇南部それから久住飯田西部につきましては、五十二年度末におきまして総事業費の四五%を超える進捗率の見込みをもって事業を行っております。それから五十一年度着工の阿蘇中央につきましては、おおむね二〇%の進捗率となる見通しでございます。阿蘇北部、久住飯田南部については、五十二年度において着工を予定しております。

それから今後の計画につきましては、開発予定区域といたしまして、五十二年二地区の精査を継続して行うことについていたしておるわけでございます。

○瀬野委員 それでは以上で終わります。

○金子委員長 神田厚君。

○神田委員 先ほど農用地開発公団法の一部を改正する法律案について、主に八郎潟の問題につきまして御質問を申し上げましたが、今度は、国営干拓地における農用地開発公団の事業につきまして御質問を申し上げたいと思います。

最初に農林大臣に御質問を申し上げたいと思うのでありますが、国営干拓地に農用地開発公団事業を行うということにいたしました。これはいろいろ

いう営農の経営安定の問題や、さらに畜産の問題等言われておりますけれども、何ゆえに国営干拓地に農用地開発公団の事業を行うことに決定をしたかという基本的な考え方、理由について御質問を申し上げます。

○長谷川国務大臣 畜産の濃密団地というか、そして草地の濃密団地をつくっていくという、それを公団にやってもよろしいやないか。それが、いままでのたとえば北海道あたりの体験からいまして、も相当な収量を上げています。このいままでの体験をさらに生かして公団にこれをやってもよろしいやないか、こういうことが目的でございます。

○神田委員 さらに、せっかく御出席をいただいた大和田理事長に一言御質問申し上げます。いま度国営干拓地に開発公団が事業を行うことになりました。このことにつきまして、これから先のこの事業の見通し、その他、いわゆる国営干拓地における開発公団の事業の概要について御質問を申し上げます。

○大和田参考人 先ほど構造改善局長からお話があったように、これからの問題でございます。また法律が制定されておりましたので、私も河北潟周辺の農家と直接接したしております。ただ、考えられますことは、干拓地で相当な土地の配分を受けて、そこでつばな畜舎をつくり、あるいはサイロその他の貯蔵施設をつくらせて牧草の生産に成功するならば、そこできわめて健全な酪農経営が生まれるだろうという予断は持っておりますけれども、私どもまだ具体的に何もいたしておらないわけでございます。

○神田委員 農用地開発公団の事業の現況につきまして局長にお尋ねをいたしたいと思うのでありますけれども、五十一年度、五十二年、各地におかれまして開発公団の事業が推進されております。これを見ていきますと、いわゆるその進捗率が、五年で終わるというふうなものにつきまして、私も非常に心配をするような進捗率である地域があるわけでありまして、たとえば五十二年

度から始まりました田代大川、八溝西部、多賀、阿蘇中央、こういうところはおおむね一四%から二〇%の進捗状況である。こういうことを考えてまいりますと、果たして五年の中でこれらの問題が全部一応計画どおりに推進されるのであるか、完成されるのであるか、その点が非常に心配でございます。と申しますのは、その地域におきまして畜産農民たちは、利息払いや何か大変苦しんでいて、こういうような状況でございます。工期の中で完全に早くそれをやっていたらいいと要望しておりますので、現在行われております広域農業開発事業が計画の中できちんと完成するんだらうかどうか、こういう問題を率直にお聞きしたいと思っております。

○森(警)政府委員 先生御指摘の点はごもっともな点でございますが、公団事業につきましては、私も毎年相当重点的に予算を配分いたしておりますし、大蔵省にも相当強硬に要求をいたしております。実績といたしまして、四十九年度以降、二十一億、九十二億、百七十六億、二百六十三億ということで、相当大幅に予算を伸ばしてきておりました。五十年に着工いたしましたのは五地区でございますが、その進捗率は、五十二年現在見ますと、平均三九%に達するといふふうに考えております。御指摘の八溝地区につきましては、これは五十一年度に着工いたしましたものでございまして、御承知のように着工の年は非常に少ない予算をつけておりました。次年度から相当本格化した事業が行われるというところと、次年度以降の予算配分につきましてはいろいろ考えを進めておるといふ考え方でございまして、その点若干の相違が出ておるといふことでございまして、完了の工期までにはお約束しております。業が仕上がるように私も努力をしております。い、こういうふうに考えます。

○神田委員 この農業開発事業の中で特に畜産を中心とした場合に問題になりますのは、ただいま御答弁をいただきました工期もそうですが、それと同時に、流通の機構をどういうふうにするかと

いうのが大変重要な問題になってくるのではないかと申すわけでありまして。特に畜産の問題につきましては、これを全体的な計画が終わった段階で見ますと、相当膨大な肉牛あるいは豚、そういうふうなものが今度は流通に乗せられるわけでありまけれども、それらをきちんと流通の経路に乗せられるかどうかということが大変心配であります。その点につきましてはいかがお考えでございますか。

○大場政府委員 ことに畜産団地を建設する場合に、私も畜産面の指導とあわせて、いまおっしゃった流通面をどうするか、出荷、販売をどうするかということが必要だと思っております。干拓地にそういった新しい団地造成をする場合におきましても当然そういった配慮をしなければならぬわけでありまして、具体的に言えば、乳で言えば既存の集乳路線に乗るか乗らないか。乗らないとすれば新たな集乳路線をつくらなければならぬと申し、あるいは肉にいたしましては卵にいたしまして、あるいは肉にいたしまして、卵にいたしまして、あるわけでありまして、それを使えるか使えないかということをよく吟味して、具体的な地域地域に即してそういった出荷販売網というものはよく気を配っていかねばならない、かように思っております。

○神田委員 干拓地におきまして流通の問題もさることながら、現在建設途上でございます。いわゆる広域農業開発事業の中で行われているところにおきまして、たとえば三五%なり四〇%なり事業が進んでいるところでは、そういうふうな流通の問題というのはどういふふうに解決なさっているか、あるいはそういうことへの指導はどういふふうになさっておりますか。

○大場政府委員 いまお答えをいたしました、やはり新しいまとまった畜産の基地というものを建設する場合に、それとあわせて、並行的に流通網の整備を図っていくということが基本的には必要だといふふうに思っております。そういう意味で、新しい畜産の団地というものをつくる場合に

は、流通施設というものを計画の一環として取り込んで、それに対するいろいろな助成あるいは融資等のめんどうは見えていく、こういうようなことは現在もやっておりますし、将来もそういう方針は続けていくつもりでございます。

○神田委員 次に、国営干拓地におきましてこの農用地開闢公団事業が行われるということになりますと、先ほど来言われておりますように、畜産を基軸とする事業、団地建設が行われる、こういうふうに考えるわけでありませうけれども、いわば干拓地として造成された土地、これはほかの委員からも御指摘があったかと思うのでありますけれども、水稲作の適地としてつくられていく、こういう中で、果たしてそこに畜産の事業を導入していくことが適当であるのかどうか、こういうふうな問題につきまして、いわゆるその入植者、受益者、こういうものの対応がどういふふうになされるかという問題で一つ心配があるわけでありませう。つまり、どういふふうなことから申しますと、水稲の場合ならば家族労働でも、たとえば二人ぐらいで十分にできる場合がありませうけれども、畜産ということになりまして二人ぐらいではとても手に負えない、こういうふうなことも考えますので、初めの予定では水稲でやる、多分こゝは稲作ができるのではないかといいふうな形で土地の人たちがこの干拓に期待をしておったのが、畜産の事業になっていくというふうに変わった場合には、やはりそこにそういうふうな労働力の問題も含めまして問題がないかどうか、その点についてはいかがでございますか。

○森(整)政府委員 畑作一般にそうでございますけれども、やはり排水の問題なり土壌改良資材を投入する、そういう技術的な条件というものを考えておかなければならない。それから、先ほど申しましたように、畑作の営農を行うに先立ちまして、すでに河北潟でもそうでございます、八郎潟でもそうでありましたけれども、営農試験地ができましたいろいろな作物をつくってみて、その成果を見ながら計画を立ててまいるといふふうに考

ておるわけでございます。

あと、畜産をこの国営の干拓地に導入する場合には、大体入植を前提にして考えるということが妥当ではないだろうか。その場合の入植者ということになりますと、当然経験者ということになりまして、そういういろいろな条件というものはございませうが、そういうことは具体的に今後各地区において詰めてまいらるべき性格の問題ではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○神田委員 入植者を中心として考えるというお話でございますけれども、たとえばいま言われております河北潟とか一応予定されておりますところは、すべてほかからの入植者というわけにはまいらないのではないかと、こういうふうに考えるわけでありませう。したがって、いままでやはり稲作でやるのだからというふうに思っていたところが畜産になってきたという場合には、やはりその辺のところに問題は起きないのだろうかという心配があるのであります。その辺はいかがでございますか。

○森(整)政府委員 いま先生の御指摘の問題につきましては、もちろん地元市町村それから地元いろいろな関係団体と十分協議した上で、そういうままとまりを持って初めて県が申請をしております。県の責任において申請をしてくるということ、県が議会の承認も得て出てくるわけでございます。そういう地元の態勢を整えてから申請が行われるものと私は判断をいたし、またそういう指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○神田委員 そうしますと、私も前から心配しておりました点というのはやはり解消されない。いわゆる地元民とのトラブルというものがあつて、予定どおりその干拓地に農用地を入れようとしてもなかなか入れない、こういうふうなことが予測されるのではないかと心配を持つわけでありませう。せっかくの事業でありまして、やはりこういうふうな畜産に対する状況でもありませうか

ら、計画そのものがまだはっきりしていないという段階の中での議論では、私も議論そのものに対応しまして、余り意味を持たないというふうに考えるわけでありませうけれども、やはり先ほど言ったような形で話をいたしますと、地元民とのトラブルがあるあるいは知事が市町村の人と話し合いがつかない、こういうふうな心配が非常にあるように思うのでありますけれども、その点についてはいかがでございますか。

○森(整)政府委員 いま予定をされておるものは干陸間近でございますが、今後干陸計画を立てていくという地区でございますが、その干陸計画を立てる際に、十分いろいろな調整を図りましてそういう計画に織り込んでまいらる。最終的には県知事が申請をされていくこととでございます。私も、これは公団でもできる、公団についてのメリットはありますよ、こういう態勢の権能規定を与えておいて、実際に手が挙がってくるのを待つておるといふこととでございます。これに全然メリットを感じないという地区は私はないと思っております。

○神田委員 これら三地区は御存じのように開田抑制以前からつくられ始めたものでありますので、その辺のところがやはり増反者にしまして、畜産にすぐ移行できるかどうかというのとはなかなかむずかしいのじゃないかという問題を考えているわけでありませう。それは後の問題に移しまして、いわゆるこういうトラブルのないような形で、十分地元の意見を聞くようなことにもなっておりますから、ひとつそれで御推進をいただきたいというふうに考えるわけでありませう。

いろいろと聞きたい問題があるのでありますけれども時間もありませんので、最終的にひとつ問題になっておりますのは、現在までに行われましたいわゆる干拓計画、この計画そのものが問題がなかったかどうか。ある話によりまして、たとえば九州の三池地区におきまして干拓などによりまして一部ではカドミウム汚染による場所が干拓されている、こういうふうな話も伺うわけでありませう

けれども、そういうふうなことが現実にあるのかどうか、この辺につきましましてはどうでございますか。

○森(整)政府委員 ちょっと該当の干拓地で問題になったカドミウムの関係の地区というのは、いま私も事務に聞いてみましたけれども、余り心当たりがないということとでございます。むしろ干拓で問題になりますのは、御承知のようにいまの干拓地が水稲作を前提に始めた、開田抑制で切りかえが行われた、またそれが、地元の同意を得た上で行われたということになっておりますけれども、やはり米がいいという意向が強いということが最大の問題で、それをどういふふうに解決していくかということと私どもは考えておるわけでございます。

○神田委員 最後に御質問申し上げます。いわゆる国営干拓地に農用地開闢公団が事業を行う、この場合の一番の問題は、一番最初に申しましたように営農指導をどういふふうにするかという問題であらうと思つております。そういうふうな点につきまして、これはひとつ地元住民の意見を十二分に聞いていただきまして、地元住民との間で意思の疎通を十分に図つた上での計画を推進していただきたい、そういうふうに考えるわけでありまして、最後に農林大臣から御答弁をいただいて御質問を終わりたいと思つております。

○長谷川国務大臣 そういう点はもちろん地元住民の意見を十分に聞かなければならぬ。地元住民の意見をなげ聞くかと言へば、適地適作という言葉があるのとおり、そこに住んでいる人ではないとなかなかその判断が出てこない。これならば大丈夫だという判断はそこに直接住む人の判断の上に立つわけですから、その方々の御意見を十分聞かなければならぬ問題であります。農林省は、日本の北海道から鹿児島までやっているのですから、農林省から出る案は一本かもしませんけれども、やはり適地適作ということが一番大事なことでありますので、それはやはりそこに住んでいる住民が一番よく知つております。こういうふうなこ

で、公団事業というものは、いまお話のあったような心配の点もいろいろあるとは考えられますけれども、かえって公団で行う方がやりやすいという。というのは、役所から行くより少しは遠慮する面もあるだろうと思うのです。同じことを言うても押しつけがましいように感じられる点もあるだろうと思うのです。ですから公団が行って、そしてひざとひざを合わせて話しながらそしてその事業を進めていくということが必ずや成功するものになるんだらう、こういうふうな確信を持っております。でありますから、今後とも公団事業を拡大し強化していくことができるというふうに考えておる次第でございます。

○神田委員 どうもありがとうございます。

○金子委員 津川武一君。

○津川委員 大臣がちょうど入ってきたときに石川県の河北潟のことが問題になっていたわけですね。ここで一・七ヘクタールの耕地を持っています。人に二・四ヘクタールの増反をやるわけですね、これはいいことです。そして十アール当たり七十一万、二・四ヘクタールだから二千九百、二十五万年賦、六・五%の利息、元利払い四千万円になります。そして石川県の説明だと、一年三百萬の収入を上げて、百七十万ずつ払えばいいから、こういうことなんです。ところが農民が何をやって三百萬の収入を上げるか明らかでない、こういうことなんです。

もう一つ、この中にレンコンを主体とする営農計画があるのです。レンコンは経費がかからない。しかも反収四十万円。皆さんが非常に喜んでおられる。しかし、私はこの間日本のレンコンの主産地の徳島県の実態を調べてみた。そうしたら、せいぜい一戸で二十アールなんだ。しかも特長のゴムツをはいで、ひざまでぬかるどろ田に入り、腰をかかめてレンコンを掘る。腰が痛む、ひざがはれる、肩がうずく、これほど働くので体についているのは神経痛だけである。死んだらば死体の上に神経痛の花が咲くだろう。実態は、よくやって三十アール、一家動員してうんと死にも

の狂いでやっても五十アールなんです。これを二・四ヘクタールのものをレンコンを主体とするというふうになったとしてもやっていけないという。したがって、計画は民主的にやってほしい。入植する人、増反する人たちの営農やいろいろなことを聞いて計画してほしい。県は押しつけている。そこで、農林省がこれを受けるに当たっては、十分増反する農家と営農計画を相談し、入植する人たちと相談してやらなければせっかくのことが失敗に終わるので、この点の方針だけまず大臣から聞かしていただきます。

○長谷川国務大臣 お医者さんが病人のお話をよく聞いてから診察するように、その点は住民の御意見を十分承って、その患者の言うとおりにやっていきたい、患者に逆らわないでやっていきたい。津川さんと同様に考えておりますので、その点御了承賜りたいと思います。

○津川委員 大臣、私は衆議院議員であつて、医者ではないのです。この点はやはり議会の厳粛な意見を尊重していただいて、大臣からその点計画をチェックしていただきたいと思うのです。

そこで、耕地の拡張、墾荒の実績はどうなっておりますか。

○森警政府委員 一時墾荒が非常に進みましたけれども、最近の墾荒は五十年で八万八千ということになっております。これに對しまして耕地の拡張の方は四万六千二百でございます。

○津川委員 聞いてみたけれども、それじゃ私の方から資料を出して農林大臣に質問します。

少なくとも五十年で八万八千、五十年で墾荒が八万八千八百ヘクタール、造成が四万五千四百ヘクタール、これが実態です。それから土地改良、長期計画の実績でいきますと、昭和五十二年で達成するのが金額で三三・三%、農地の墾荒が、長期計画目標事業量は七十万ヘクタール、五十年で十萬八千ヘクタール、進捗率がたったの四・四%にしかつていないのです。こういう点で各種の事業を見ますと、国営灌排事業、十年計画で、五十二年の現在から見ると十七・四年かか

ります。国営農地開発、これも十年計画で十七・四年かかります。つまり一・七倍以上、倍近い年数から見て計画が行われない、これが国営事業。県営灌排事業、七年計画で立てたものが、五十二年で現在だとあと十三・八年かかります。約二倍の年月をかけたなければ県営灌排事業が成功しません。国営灌排事業、三年計画でやったものが五十二年現在では八年かかります。これは二・七倍の年月を要する、こういう状態で遅々として進みません。一方農地の墾荒が八万八千ヘクタール、造成が四万五千四百ヘクタール、こういう状態になっていきます。私たち共産党は、こういう状態を踏まえて、とりあえずここ三年で五十万ヘクタール起す、耕地につくる。その後長期計画で三百萬ヘクタールぐらいたつていかなきゃならぬ。この基本の中には、いまの農地を維持する。巨大企業などにつぶさせない、こういう考え方なんです。いま日本にとって一番必要なのは農用地の維持、拡大なんです。かなり奮発しなければ問題は片づかない。しかも国営はある程度までおくれが少ないうえ、県営になってくるとおくれがもっとおどく、団体営になってくるとおくれがもっとひどい。そこで私は、団体営を県営並みに引き上げていく事業援助県営を国営並みに引き上げていく、国営を——いま法律になっているこの農用地開発公団でやっているのはわりあいよくいっているのです。よくいっている例があるので、そういう形で国の農用地を守る、造成していく。こういうことが一農林大臣だけでなく、国務大臣として長谷川農林大臣は、自分でこれを農林大臣に伝えるのではなくして閣議においても発言もしてそれを進めなければならぬと思います。この点の決意はいかがで、方針はいかがでございますか。

○長谷川国務大臣 お説の点につきましては、いままではそういうような実態があつたということ

は否定できない事実だと思つて、これはやはり経済的な大きな国内の変動があつたという点もそれに絡んでおつた、こう思うのです。公共事業

を少し繰り延べろというふうな点からもあつたわけでございますけれども、現在の農業問題は、経済の云々を問はず一貫した方向づけをしていかなければならぬというのがいまのわれわれに課せられたところの大使命だと思つております。したがって、今後は景氣の変動とは別個にこの事業の推進をやつていかなければならぬ。そういう点については、今度は国が直接ではないといひましても公団がやる。公団は国の責任を持ってやらなきゃならぬ問題であると思つたので、お言葉を十分踏まえまして責任を持ってその方向づけをしてまいりる考え方をさせていただきます。

○津川委員 大臣の方針を了といたします。そこで、おくれのひどいのは団体営、農民に一番密着しているのは団体営、農民が一番求めているのはそこにある。これのおくれがひどくて、三年のものが八年かかる。五十二年現在で計画を立ててやつてもそういう形。その次に、これを進める点で重点的に施策を施して国が乗り出さなければ、援助しなければならぬのは、団体営だと思つたのです。この見解はいかがです。

○長谷川国務大臣 同じようなことでございますけれども、何と云つても現在これだけの農産物の輸入をしていくのが国でございます。これだけの農産物を輸入して国民の生活の安定なんというものはあるかどうか、私はそういう点は疑わしいと言わなければならぬと思つて、とするならば、これらの問題は御指摘のとおり一貫をしたその方向づけで進まなければならぬ。これはもう県営であろうとも団体営であろうとも国営であろうとも当然でありますけれども、いわんや今度の問題は、これは国営と同様であり、また公団を指名してやるのでございますから、その責任は絶対国が持たなければならぬというところは当然な義務だ、こういうふうに考えております。

○津川委員 時間がまだ二、三分あります。これでやめます。大臣の答弁を聞いて、それを今度は農林省に具体的にわれわれがまた相談すること

にして、終わります。(拍手)
○金子委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○金子委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○金子委員長 この際、本案に対し、竹内猛君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して、ただいま議決されました農用地開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、国民食料の安定的供給を確保するため、農用地の開発をさらに一層推進するとともに、農用地開発公団の行う農畜産物の農畜生産団地の建設事業を計画通り実施するために万全の措置を講ずるものとし、特に本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 干拓予定地を対象とする公団事業の実施に当たっては、地元の意向を十分反映するよう措置するとともに、畜産営農類型を策定するに際しては、干拓予定地及び周辺地域の農業

の特性に応じて適正なものとする。
二 公団事業の助成措置については、農家経営の安定を図る見地から今後とも改善に努めること。

三 八郎潟新農村建設事業の完了に伴い、今後とも八郎潟中央干拓地における圃場の整備改善、畑作の営農指導及び土地改良施設の維持管理等について十分配慮すること。
右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通して各位の十分御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○金子委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

竹内猛君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よって、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。長谷川農林大臣臨時代理。

○長谷川國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、十分検討の上善処してまいります所存でございます。(拍手)

○金子委員長 なお、本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金子委員長 次回は、明二十六日木曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十九分散会